

会議録

令和6年第1回更別村議会定例会

第4日（令和6年3月18日）

◎議事日程（第4日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 議案第23号 令和6年度更別村一般会計予算の件
- 第 4 決議案第1号 「議案第23号 令和6年度更別村一般会計予算」に関する付帯決議
- 第 5 議案第24号 令和6年度更別村国民健康保険特別会計予算の件
- 第 6 議案第25号 令和6年度更別村後期高齢者医療事業特別会計予算の件
- 第 7 議案第26号 令和6年度更別村介護保険事業特別会計予算の件
- 第 8 議案第27号 令和6年度更別村簡易水道事業特別会計予算の件
- 第 9 議案第28号 令和6年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件
- 第10 議案第29号 令和5年度更別村一般会計補正予算（第10号）の件
- 第11 閉会中の所管事務調査の件

◎出席議員（8名）

議長	8番	織田忠司	副議長	7番	高木修一
	1番	太田綱基		2番	安村敏博
	3番	斎藤憲		4番	尾立要子
	5番	小谷文子		6番	荻原正

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明員

村長	西山猛	副村長	大野仁
教育長	細川徹	代表監査委員	笠原幸宏
総務課長	末田晃啓	総務課参事	小寺誠
企画政策課長	本内秀明	企画政策課参事	今野雅裕
産業課長	高橋祐二	住民生活課長 会計管理者	小野寺達弥
建設水道課長	石川亮	保健福祉課長	新関保
子育て応援課長	酒井智寛	診療所事務長	岡田昌展

教育委員会 伊 東 秀 行
教育次長
農業委員会 川 上 祐 明
事務局次長

学校給食 小 林 浩 二
センター所長

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局次長 佐 藤 敬 貴
書記 山 角 竹 志

書記 村 田 弘 治

(午前10時00分開議)

◎開議宣告

- 議長 ただいまの出席議員は8名であります。
定足数に達しております。これより直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名の件

- 議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において1番、太田さん、7番、高木さんを指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員長報告

- 議長 日程第2、議会運営委員長報告を行います。
議会運営委員会に諮問いたしました本定例会の議事、運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。
1番、太田議会運営委員長。
○太田議会運営委員長 議会運営委員会において協議決定した内容をご報告いたします。
第1回村議会定例会の追加提出案件に関して議長から諮問がありましたので、これに応じ3月14日午後6時12分より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。
追加提出案件の状況などを考慮し、検討した結果、会期に変更はなく、3月19日までの9日間と認められました。
以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われま
すようよろしくお願い申し上げます。
○議長 委員長の報告が終わりました。
なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 議案第23号ないし日程第8 議案第28号

- 議長 日程第3、議案第23号 令和6年度更別村一般会計予算の件から日程第8、議案第28号 令和6年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件までの6件を一括議題といたします。
お諮りいたします。議案第23号 令和6年度更別村一般会計予算の件から議案第28号 令和6年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件までの6件につきまして、本会議での質疑を3回までとする会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号 令和6年度更別村一般会計予算の件から議案第28号 令和6年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件までの6件につきましては、会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めることに決定しました。

3月14日に続き審議を続けます。

一般会計歳入予算の質疑に入ります。歳入も款ごとに進めます。

款1村税に入ります。

補足説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 それでは、一般会計歳入の補足説明をさせていただきます。

補足説明につきましては、歳出の説明と重なる部分も多いことから、本年度予算額を申し上げ、主な内容に絞っての説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

8ページを御覧ください。款1村税、項1村民税、目1個人は、予算額2億5,678万円で、前年度比較924万3,000円、3.73%の増となっております。前年の所得状況を見込み、計上しております。

目2法人は、予算額2,130万1,000円で、前年度比較367万円、14.70%の減となっております。前年の法人の所得状況を見込み、計上しております。

項2目1固定資産税は、予算額3億1,005万7,000円で、前年度比較4,363万5,000円、12.34%の減となっております。過去の収入状況を勘案し、計上しています。

目2国有資産等所在市町村交付金及び納付金は、予算額29万9,000円で、前年度比較1,000円の増となっております。国有林野、山林、北海道が所有する更別農業高等学校の土地、家屋に係る固定資産税相当分を計上しております。

項3軽自動車税、目1軽自動車税種別割は予算額1,331万6,000円で、前年度比較7万円の増、目2軽自動車税環境性能割は予算額75万2,000円で、前年度比較15万3,000円の増により計上しています。過去の登録の状況を勘案し、計上しています。

9ページを御覧ください。項4目1たばこ税は、予算額2,360万4,000円で、前年度比較67万2,000円の増により計上しています。過去の収入状況を勘案し、計上しています。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 村税の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

1番、太田さん。

○1番太田議員 まず、法人税についてなのですが、14.7%減ということで、企業の利益が減っているのだなということは見た限りで分かるのですが、この辺のことにに関して今後どのような、法人に関してもこの不景気、いろいろな財政というか、景気の状態があると思うのですが、村にとってこの部分をどのように、今後、考えているのかという対策、そういったものがあるならばご説明願えればと思いますけれども、いかがでし

ようか。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 村税でございますので、法に基づいて、条例に基づいて課税のほうはしてかなければなりません、財源の不足等が生じるということは今後も想定されますので、起債であればより有利な起債を活用するなど財源の確保に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 では、次、固定資産税にいきます。12.3%減ということで大きく減少しているのですけれども、この要因が何かあればということで補足説明願います。

○議 長 小野寺住民生活課長。

○住民生活課長 ご質問のありました固定資産税の減額になった理由でございます。まず、固定資産税ですけれども、土地と家屋、そして、償却資産を合計したものになりますけれども、土地の鑑定評価に係る見直し、そして、家屋の経過年数による減価償却の影響、こういったこともありまして前年度より減額ということになっております。また、さらにですけれども、償却資産、この予測が大変難しく、特に近年になりますけれども、太陽光発電の新設が毎年のように続いたり、また企業等による設備投資や地方税法に規定する新型コロナの減免特例、こういったこともあって年度によってばらつきが大きく、補正予算で対応せざるを得ないといった状況がありました。

このような過去の経緯も踏まえて、今回は、計算方法を見直し、あくまで予測ということになりますけれども、現在の状況に近づけるように整理をしております。例年、過去3年程度の実績を見て計算をしておりましたけれども、年度のばらつきに対応するため、過去7年まで遡って実績で計算をすることとしております。また、今回は過去から建設が続いていた太陽光発電、これがほぼ終了といったことから、その上昇分、上乘せ分もしないこととしております。さらに、メガソーラーなどの太陽光発電の減価償却、また資産の処分、こういったことも影響しております、さらに歳入ということもありまして若干抑えた予算計上にもなっております。

以上ということになりますけれども、今回、計算方法見直しをしまして、より適正な予算計上に努めたいと考えておりますので、ご理解いただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

○議 長 ほかありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで款1村税を終わります。

款2 地方譲与税、款3 利子割交付金、款4 配当割交付金、款5 株式等譲渡所得割交付金、款6 法人事業税交付金、款7 地方消費税交付金、款8 環境性能割交付金、款9 地方特例交付金に入ります。

一括して補足説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 それでは、10ページを御覧ください。款2 地方譲与税、項1目1 地方揮発油譲与税は、予算額3,200万1,000円、前年度比較43万9,000円の減となっております。過去の交付実績を勘案し、計上しております。

項2目1 自動車重量譲与税は、予算額9,342万9,000円、前年度比較8万3,000円の減となっております。過去の交付実績を勘案し、計上しています。

項3目1 森林環境譲与税は、予算額478万4,000円、前年度比較88万6,000円の増となっております。過去の交付実績を勘案し、計上しています。

11ページを御覧ください。款3項1目1 利子割交付金は、予算額27万7,000円、前年度比較4万1,000円の減となっております。過去の交付実績を勘案し、計上しています。

12ページを御覧ください。款4項1目1 配当割交付金は、予算額122万1,000円、前年度比較9万3,000円の増となっております。過去の交付実績を勘案し、計上しております。

13ページを御覧ください。款5項1目1 株式等譲渡所得割交付金は、予算額131万6,000円、前年度比較12万円の増となっております。過去の交付実績を勘案し、計上しております。

14ページを御覧ください。款6項1目1 法人事業税交付金は、予算額695万円、前年度比較24万2,000円の減となっております。過去の交付実績を勘案し、計上しております。

15ページを御覧ください。款7項1目1 地方消費税交付金は、予算額7,054万6,000円、前年度比較で666万9,000円の増となっております。過去の交付実績を勘案し、計上しています。

16ページを御覧ください。款8項1目1 環境性能割交付金は、予算額1,061万4,000円、前年度比較172万9,000円の増となっております。過去の交付実績を勘案し、計上しています。

17ページを御覧ください。款9項1目1 地方特例交付金は、予算額244万4,000円、前年度比較5万5,000円の増となっております。過去の交付実績を勘案し、計上しております。

項2目1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、予算額212万円、前年度比較23万2,000円の増となっております。新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置に伴う減収分を補填するために交付されるものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 款2 地方譲与税から款9 地方特例交付金までの説明が終わりました。

一括して質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで款2 地方譲与税から款9 地方特例交付金までを終わります。

次に、款10 地方交付税、款11 交通安全対策特別交付金に入ります。

一括して補足説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 18ページを御覧ください。款10項1目1 地方交付税は、予算額22億円、前年度比較7,000万円の増となっております。説明欄、普通交付税は20億円で、令和6年度地方財政対策によれば地方交付税等の一般財源総額について令和5年度を上回る額を確保すること

とされていることから、前年度比較5,000万円の増により計上しております。特別交付税は、緊急の財政需要に対する財源不足額に見合いの額として交付されるもので、過去の交付実績を勘案し、前年度比較2,000万円の増により計上しております。

19ページを御覧ください。款11項1目1交通安全対策特別交付金は、予算額64万5,000円、前年度比較で4万8,000円の減となっています。過去の交付実績を勘案し、計上しております。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 款10地方交付税、款11交通安全対策特別交付金の説明が終わりました。

一括して質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで款10地方交付税、款11交通安全対策特別交付金を終わります。

次に、款12分担金及び負担金、款13使用料及び手数料に入ります。

一括して補足説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 20ページを御覧ください。款12分担金及び負担金、項1分担金、目1農林水産業費分担金は、予算額3,791万円、前年度比較2,529万5,000円の減となっています。道営畑総担い手育成型事業更別第2地区分担金で1,097万5,000円、同事業第3地区分担金で1,398万5,000円の減により計上しております。

項2負担金、目1民生費負担金は、予算額263万7,000円、前年度比較216万円の減となっています。前年度に更別村学童保育実施条例の一部を改正し、学童保育所の保育料を半額に改めたことによるものでございます。

目2教育費負担金、予算額640万8,000円は皆増です。本年度から3年間、指導主事の配置が更別となりますことから、中札内村から収入する指導主事共同設置負担金を計上しております。

21ページを御覧ください。款13使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料は、予算額1,573万1,000円、前年度比較16万円の増となっています。定住化促進住宅使用料、各種施設使用料及び村有地使用料を過去の実績を勘案して計上しております。

22ページを御覧ください。目2民生使用料は、予算額1,509万6,000円、前年度比較56万2,000円の増となっています。福祉の里総合センター給食部門利用料、生活支援ハウス居室利用料を過去の実績、入居状況、入院状況を勘案し、計上しております。

目3衛生使用料は、予算額25万9,000円、前年度比較1万4,000円の増となっています。火葬場、墓地の使用料を計上しています。

目4農林水産使用料は、予算額647万2,000円、前年度比較219万2,000円の増となっています。牧場入牧使用料を入牧希望頭数調査の結果により計上しております。

目5土木使用料は、予算額7,845万7,000円、前年度比較151万5,000円の増となっております。公営住宅使用料を62万円、特定公共賃貸住宅等使用料を90万円、それぞれ増額し、計上

したことによるものでございます。

23ページを御覧ください。目6教育使用料は、予算額211万1,000円、前年度比較5万6,000円の増となっています。更別幼稚園と認定こども園上更別幼稚園の保育料等を計上しています。

項2手数料、目1総務手数料は、予算額147万7,000円、前年度比較3,000円の増となっています。戸籍住民票等手数料、自動車臨時運行許可手数料を計上しています。

24ページを御覧ください。目2衛生手数料は、予算額1,158万2,000円、前年度比較24万1,000円の増となっています。一般廃棄物処理手数料、し尿処理手数料等を計上しています。

目3農林水産手数料は、予算額8万円、前年度比較1万2,000円の増となっています。農業経営基盤強化促進事業嘱託登記手数料等を計上しています。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 款12分担金及び負担金、款13使用料及び手数料の説明が終わりました。

一括して質疑の発言を許します。

2番、安村さん。

○2番安村議員 22ページの目2民生使用料の中の福祉の里総合センターの給食部門の利用料についてお伺いさせていただきます。

支出の関係で経費の計上の中で、かなり食材費が上がっているということでの説明を受けました。かなり、前年対比で材料費を上げた中の予算計上ということでございますけれども、今回の給食部門のいわゆる利用料で徴収するという部分でございますけれども、この積算基礎といいますか、どういう考え方に基ついてという内容等分かれば説明をお願いしたいというふうに思います。

○議 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 福祉の里の給食部門の利用料についてですけれども、その提供している部分が生活支援ハウスの入居者分、それから介護保険のまる元運動教室が行われているのですけれども、その際の食事、それと国保診療所のほうでの入院患者さん用の部分、それと診療所の医師の食事代というようなことで計上させてもらっております。それぞれ、料金につきましては、福祉の里総合センターの条例の中で料金は設定されておりますので、料金についての改定はありません。今回はこの部分で56万2,000円と大きく動いているのは、生活支援ハウスの居室の利用料のほうが大きく動いておりますので、収入に関していけば給食の部門に関しては例年の利用料相当分の予算計上となっておりますので、こちらについては大きく歳入に関しては食材高騰等は取り急ぎ今時点では反映はしていませんので、今後の状況によって村の全体の使用料の見直しの中で料金設定等は変わるのかもしれないのですけれども、一応、そのようなことで、今回の増については支援ハウスの入居者の出入り、それによって料金がちょっと、今、料金がかかる方が多くいらっしゃるというようなことでのせているというようなことになっております。

○議 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 説明ありがとうございます。あくまでも条例で決めているということ、ちょっと私の認識不足で申し訳ございません。これだけ食材費も上がってきてということもあります。応益の負担ということではないですけども、支援するものは支援する、補助するものは補助する、という形で適正な段階にまで持っていくというのも一つの方法だと私は思っていますので、ましてそれにまつわる食材費だけでなくて人件費も含めてかなり高騰してきている。総合トータルとしての給食の給与というか、与えるという部分考えるとやっぱりこのままでいいのかという疑問符が出てきてしまいますので、適正な運営が図れるような形でお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議 長 7番、高木さん。

○7番高木議員 24ページ、衛生手数料の関係です。一般廃棄物の手数料の関係なのですが、今後、帯広のほうの複合センターも新設されて負担もちょっと増えていくよという中で、今後、相当負担も大きくなっていくのかなというふうに思います。今現在でも支出のほう結構大幅に多いというところもあって、前回、ゴミ袋の値上げも含めて、何年前かちょっと忘れたのですが、その辺も上昇した部分もあるし、事業系の生ごみの金額も含めてもうそろそろ改正の時期が多分来るのかなというふうに思います。今後、かかっている中で、今は現状どおりの予算組みというか、そういう形をしていますが、早め早めのその辺の予算の準備というか、その辺もする必要がちょっとあるのかなというふうに思うものですから、その辺の検討について、今後、どのように対応していくのか、その辺の見解がもしあれば、答えられる部分で結構ですので、よろしくお願いします。

○議 長 小野寺住民生活課長。

○住民生活課長 ごみの関係でございますけれども、現時点の更別のごみの状況としましては、皆さん非常に分別が適正に進んでおりますので、リサイクルごみについては年々減少傾向にあります。ただ、一般処理するごみというのは、それはなかなか減っていかない。横ばい傾向が続いておりまして、その処理費用はやはり負担になっているのかなと思います。また、現在リサイクルセンターの調査、先月もありましたけれども、その維持管理費においてもなかなか収入としては少なく、支払いのほうばかり大きいという、経営的にも結構厳しいのかなとは考えております。その上で、先ほどお話ありましたように新中間処理施設ですか、この施設の建設も始まり、また負担金等の支払いも増えていくと、そういった中で住民の皆様にご負担していただくものは負担していただく、そういった原則を、今後、検討していかなければ駄目だなどは考えております。ただ、そうはいつでも、ごみ処理については、今までかかっていないものがいきなりかかるようになるとやはり住民負担も増えるということもありますので、そこは少し時間をかけながら住民の方に周知をしながら検討してまいりたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○議 長 ほかありませんか。

(なしの声あり)

○議長 これて款12分担金及び負担金、款13使用料及び手数料を終わります。

款14国庫支出金、款15道支出金に入ります。

一括して補足説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 25ページを御覧ください。款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金は、予算額8,907万7,000円、前年度比較1,061万4,000円の増となっています。児童手当負担金を537万1,000円、障害者介護給付費等負担金を514万3,000円、それぞれ増額により計上しております。

目2衛生費国庫負担金は、予算額18万9,000円、前年度比較6万3,000円の増で、児童保健事業費負担金を計上しております。

項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は、予算額2億9,027万円、前年度比較5,440万5,000円の減となっています。新たに、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1,753万8,000円、定住化促進団地整備事業補助金2,180万円を計上し、デジタル基盤改革支援補助金を1,864万3,000円の増により計上いたしましたが、地方創生推進交付金を2,207万円、デジタル田園都市国家構想推進交付金を7,157万1,000円、都市空間情報デジタル基盤構築支援事業補助金を2,000万円、それぞれ、減額で計上したことによるものでございます。

26ページを御覧ください。目2民生費国庫補助金は、予算額8,908万6,000円、前年度比較1,651万8,000円の増となっています。子どものための教育・保育給付費交付金を725万4,000円、就学前教育・保育施設整備交付金926万4,000円、それぞれ増額で計上したことが主な要因となっています。

目3衛生費国庫補助金は、予算額334万4,000円、前年度比較43万8,000円の減となっています。母子保健医療対策総合支援事業補助金(事業分)、出産・子育て応援交付金等を計上しております。

目4土木費国庫補助金は、予算額1,827万6,000円、前年度比較528万8,000円の減となっています。社会資本整備総合交付金を110万円、道路メンテナンス補助金を418万8,000円、それぞれ減額により計上したことによるものでございます。

目5教育費国庫補助金は、予算額276万3,000円、前年度比較3,258万4,000円の減となっています。27ページを御覧ください。前年度計上いたしました、へき地児童生徒援助費補助金(スクールバス分)375万円、デジタル田園都市国家構想推進交付金 小学校費補助金2,057万7,000円、デジタル田園都市国家構想推進交付金 中学校費補助金1,060万円、それぞれ事業終了に伴い皆減となったことによるものでございます。

目6農林水産業費国庫補助金は、予算額1,731万1,000円、前年度比較1,551万8,000円の減となっています。農業経営高度化支援事業更別第2地区補助金で696万円、同事業第3地区補助金で857万5,000円、それぞれ減額により計上しております。

項3委託金、目1総務費委託金は、予算額18万円、前年度比較2,000円の減となっていま

す。自衛官募集事務委託金及び中長期在留者住居地届出等事務委託金を計上しております。

目2民生費委託金は、予算額124万7,000円、前年度比較1万4,000円の減となっています。国民年金事務委託金、年金生活者支援給付金支給業務事務委託金等を計上しています。

29ページを御覧ください。款15道支出金、項1道負担金、目1民生費道負担金は、予算額5,418万4,000円、前年度比較414万4,000円の増となっています。児童手当負担金122万4,000円、障害者介護給付費等負担金257万円、それぞれ増額で計上しております。

目2衛生費道負担金は、予算額9万4,000円、前年度比較3万1,000円の増となっています。児童保健事業費負担金を計上しています。

項2道補助金、目1総務費道補助金は、予算額3,781万1,000円、前年度比較1,274万8,000円の増となっています。地域づくり総合交付金を1,257万3,000円の増により計上しています。

30ページを御覧ください。目2民生費道補助金は、予算額4,967万2,000円、前年度比較278万3,000円の増となっています。子どものための教育・保育給付費交付金を318万8,000円の増により計上しています。

31ページを御覧ください。目3衛生費道補助金は、予算額325万1,000円、前年度比較67万7,000円の増となっています。乳幼児医療費補助金を60万円増額で計上しております。

目4農林水産業費道補助金は、予算額1億3,108万9,000円、前年度比較723万9,000円の減となっています。環境保全型農業直接支払交付金を109万3,000円、次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業補助金を635万6,000円減額で計上しております。

32ページを御覧ください。前年度に16万円の予算を計上いたしました教育費道補助金は、目を廃止しております。

項3委託金、目1総務費委託金は、予算額632万4,000円、前年度比較42万5,000円の減となっています。道民税徴収委託金、農林業センサス委託金等を計上しております。

目2農林水産業費委託金は、予算額126万7,000円、前年度比較58万3,000円の減となっています。道営農業農村整備事業監督等補助業務委託金、有害鳥獣駆除業務委託金等を計上しています。

33ページを御覧ください。目3商工費委託金は、予算額598万9,000円、前年度比較61万3,000円の減となっています。駐車公園管理委託金等を計上しています。

目4土木費委託金は、予算額10万3,000円、前年度比較6,000円の増となっています。建物調査委託金、樋門樋管操作業務委託金等を計上しています。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 款14国庫支出金、款15道支出金の説明が終わりました。

一括しての質疑の発言を許します。

1番、太田さん。

○1番太田議員 25ページ、目1総務費国庫補助金、この説明欄のデジタル田園都市国家構想推進交付金なのですが、スーパービレッジで歳出で3億9,000幾らかだったのです

けれども、この部分も十分含んでいると思うのです。去年は、タイプXなんていって10割の大体の国庫補助があったということなのですけれども、今回はどのぐらいの国庫補助があってという内訳もう少し詳しく教えてほしいのですけれども、いかがでしょうか。

○議長 長 今野企画政策課参事。

○企画政策課参事 ただいまのご質問でございますけれども、デジタル田園都市国家構想交付金の中には、まずSociety5.0タイプということで、自動運転、スマート農業関係に関するものとしてSociety5.0という補助がございます。補助率については2分の1、金額といたしまして8,663万5,000円となっております。続きまして、地域ポイントの回収であったり、医療関係のシステムの構築関係、あとは、データ連携基盤等々の事業につきましてタイプ3です。一昨年、申請しておりますタイプ3、同じものなのですけれども、こちらにつきましては補助率3分の2で、金額といたしましては8,446万5,000円の申請を行っております。続きまして、地方創生推進タイプでございますけれども、こちらは補助率が2分の1、コミュニティナースの事業関係への充当を行っております。そちらにつきましては、4,990万5,000円の交付金の申請を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 ありがとうございます。これ、昨年、タイプX10割出していたのですけれども、今年はそのやつはタイプXが継続されて行われているのかというところもちょっと説明願います。

○議長 長 今野企画政策課参事。

○企画政策課参事 タイプXの申請につきましては、事業をマイナンバーカードの利活用に関する事業ということで推進をしてみました。実装につきましては今年度末をもって終了ということで、広く一般にも使っていただく段階ということで、申請については来年度は行わないということで、あくまでも普及というフェーズに移っているということでご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 ありがとうございます。ごめんなさい、この部分で一般財源になる部分はあと幾らになるかということだけ教えていただきたいと思います。

○議長 長 今野企画政策課参事。

○企画政策課参事 一般財源といたしましては1億1,377万5,000円となります。

○議長 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

○議長 長 これで款14国庫支出金、款15道支出金を終わります。

次に、款16財産収入、款17寄附金、款18繰入金、款19繰越金、款20諸収入、款21村債に入ります。

一括して補足説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 34ページを御覧ください。款16財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入は、予算額568万2,000円で、前年度比較2万5,000円の減となっています。土地、建物及び物品の貸付収入を計上しています。

目2利子及び配当金は、予算額93万5,000円で、前年度比較80万2,000円の増となっています。各基金の運用により生ずる利子を計上しています。

35ページを御覧ください。項2財産売払収入、目1不動産売払収入は、予算額652万6,000円で、前年度比較557万2,000円の減となっています。宅地分譲地売払収入を627万9,000円の減により計上しています。

目2物品売払収入は、予算額262万2,000円で、前年度比較125万2,000円の増となっています。素材売払い事業に伴う収入等を計上しています。

36ページを御覧ください。款17項1目1寄附金は、予算額4億6,500万円で、前年度比較4億2,810万円の増となっています。ふるさと納税による寄附金及びまち・ひと・しごと創生寄附金の増収を見込み、計上しています。

37ページを御覧ください。款18繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金は、予算額1億1,889万7,000円、前年度比較1,014万9,000円の減となっています。財源不足額を補うために計上しています。

目2減債基金繰入金、予算額497万4,000円は皆増です。前年度に臨時財政対策債償還費として普通交付税措置され、減債基金に積み立てた額の2分の1を臨時財政対策債の償還費の財源として繰り入れるものでございます。

目3ふるさと創生事業基金繰入金は、予算額50万4,000円、前年度比較1,869万6,000円の減となっています。基金の残高減少に伴い、現在助成予定の事業を除き、新たな事業の採択を中止し、ふるさと創生基金事業の廃止を予定していることから、減額により計上しています。

目4協働のまちづくり基金繰入金は、予算額200万円で、協働活動経費の財源として前年度同額により計上しています。

目5村有林野基金繰入金は、予算額350万5,000円、前年度比較260万2,000円の減となっています。村有林整備事業の歳出予算額の減、素材売払収入の増に伴い、減額により計上しています。

目6農業振興基金繰入金は、予算額570万2,000円、前年度比較50万円の増となっています。新規就農者支援事業、農業振興補助金等、道営事業負担金の財源として計上しております。

目7福祉基金繰入金は、予算額1万3,000円、高齢者在宅福祉サービス事業の財源として前年度同額により計上しております。

目8こども夢基金繰入金は、予算額50万円で、こども夢基金事業の財源として前年度同額により計上しております。

目9 公共施設等整備基金繰入金は、予算額7,600万円、前年度比較1億800万円の減となっています。行政区会館改修事業、老人保健福祉センター改修事業、カントリーパーク改修事業、村営住宅等改修事業、中学校施設改修事業、農村環境改善センター改修事業の財源として計上しております。前年度、小学校施設改修事業の財源として3,800万円、診療施設改修事業の財源として9,000万円を計上いたしましたが、事業終了により全額減額となっています。

目10 寄附金管理基金繰入金は、予算額1億150万1,000円、前年度比較7,650万8,000円の増となっています。前年度にいただいた寄附金のうち寄附金管理基金に積み立てた分を全額繰り入れ、寄附された方が指定する事業の財源とするものです。ふるさと納税の増収に伴い、増額により計上しています。

目11 森林環境譲与税基金繰入金、予算額186万5,000円は皆増です。森林環境譲与税活用事業の財源として計上しております。

38ページを御覧ください。款19項1目1繰越金は、予算額5,000万円で、前年度同額により計上しています。

39ページを御覧ください。款20諸収入、項1延滞金・加算金及び過料、目1延滞金、予算額は前年度と同額の2万円で、村税延滞金を計上しています。

項2目1預金利子、予算額は前年度と同額の3万円で、歳計現金の預金利子収入を計上しています。

項3貸付金元利収入、目1中小企業近代化資金預託金元利収入、予算額は5,000万円で、前年度と同額を計上しています。

前年度に810万円の予算を計上いたしましたふるさと融資貸付金元金収入は、目を廃止をしています。

項4受託事業収入、目1民生費受託事業収入、予算額は前年度と同額の4,000円で、介護保険事務委託金を計上しています。

目2衛生費受託事業収入は、予算額1,129万2,000円、前年度比較916万2,000円の増となっています。後期高齢者医療広域連合受託事業収入を計上しており、新たに保健介護一体的実施推進事業分を計上したことから増額となっております。

項5雑入、目1滞納処分費、予算額は前年度と同額の1,000円で、滞納処分収入を計上しています。

40ページを御覧ください。目2弁償金、予算額は前年度と同額の1,000円を計上していません。

目3違約金及び延納利息、予算額は前年度と同額の1,000円を計上しています。

目4納付金は、予算額80万円で、前年度比較13万3,000円の増となっています。雇用保険料納付金を計上しております。

目5雑入は、予算額4,055万円で、前年度比較2,758万8,000円の増となっています。節1給食費収入450万7,000円は皆増で、学校給食費の公会計化に伴い、本年度より新たに計上し

たものでございます。節2雑入、41ページを御覧ください。説明欄、上から5行目、北海道市町村振興協会市町村交付金183万9,000円は、前年度比較144万1,000円の減となっております。サマージャンボ宝くじ分交付金の交付が終了したことによるものでございます。最後の行、資源物売上収入131万6,000円は、前年度比較50万4,000円の増となっております。42ページを御覧ください。下から6行目、退職手当組合事前納付金清算金239万4,000円は皆増でございます。消防署職員に係る退職手当組合追加負担金の清算が行われ、とかち広域消防事務組合より還付されるものでございます。最後の行、十勝圏複合事務組合積立金返還金2,155万9,000円は皆増です。十勝圏複合事務組合が建設を予定している一般廃棄物中間処理施設に関し、これまで建設費に係る積立分の負担金を支出してまいりましたが、建設費に係る負担金の財源として過疎対策事業債を借り入れることとしたため、積立分の負担金全額が返還されることとなったものでございます。

43ページを御覧ください。目6過年度収入、予算額は前年度と同額の1,000円を計上しています。

44ページを御覧ください。款21項1村債、目1緊急防災・減災事業債は、予算額6,860万円で、前年度比較680万円の増となっております。更別消防団運営経費の水槽付消防ポンプ自動車購入事業の財源として5,250万円、農村環境改善センター改修事業の空調設備設置工事の財源として1,610万円を計上しています。

目2一般単独事業債は、予算額330万円で、前年度比較150万円の減となっております。イタラキ川バイパス排水路緊急浚渫推進事業の財源として計上しています。

目3辺地対策事業債は、予算額4億2,020万円で、前年度比較2,190万円の減となっております。各辺地に係る公共的施設の総合整備計画に基づき実施する橋りょう改修事業の財源として9,710万円、村道整備事業の財源として3億2,310万円を計上しています。

目4過疎対策事業債は、予算額1億9,910万円で、前年度比較9,030万円の増となっております。道営事業（ハード）は420万円の減、道営事業（ソフト）は580万円の減、更別農業高校生確保等支援事業は同額、子ども医療費無料化事業は360万円の増、緊急通報システム利用支援事業は同額、宅地分譲整備事業は6,240万円の増により計上しております。乗合タクシー運行业務委託事業510万円、45ページを御覧ください。十勝圏複合事務組合負担金事業130万円、車両センター改修事業2,310万円、学校電子錠設置事業530万円、学校給食センター改築事業960万円、社会福祉施設整備事業560万円は、いずれも本年度新たに計上しているところでございます。なお、前年度計上いたしました学校給食費保護者負担軽減事業250万円、歯科診療所医療機器等整備事業1,320万円は、いずれも皆減となっております。

目5臨時財政対策債は、予算額642万7,000円で、前年度比較1,644万円の減となっております。令和6年度地方財政対策によれば市町村の臨時財政対策債発行可能総額は4,544億円で、前年度比較5,402億円、54.3%減額されており、発行額は前年度を下回るものと想定しております。

なお、目1緊急防災・減災事業債は元利償還金の70%、目2一般単独事業債は元利償還金

の70%、目3 辺地対策事業債は元利償還金の80%、目4 過疎対策事業債は元利償還金の70%、目5 臨時財政対策債は元利償還金の100%に相当する額が普通交付税の基準財政需要額に算入されることとなっています。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 款16財産収入から款21村債までの説明が終わりました。

一括して質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで款16財産収入から款21村債までを終わります。

これで一般会計歳入予算を終わります。

第2条、地方債に入ります。

補足説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 第2表、地方債について補足説明を申し上げます。

5ページを御覧いただきたいと思います。起債の目的、緊急防災・減災事業債は、限度額6,860万円、起債の方法は普通貸借又は証書借入、利率は年3.0%以内、償還の方法は政府資金、地方公共団体金融機構及び金融機関等の融資条件による。ただし、村財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができることとするものでございます。一般単独事業債は限度額330万円、辺地対策事業債は限度額4億2,200万円、過疎対策事業債は限度額1億9,910万円、起債の方法、利率、償還の方法はいずれも緊急防災・減災事業債と同様でございます。臨時財政対策債は、限度額642万7,000円、利率は年3.0%以内（ただし金利見直し方式で借入れる政府資金、地方公共団体金融機構及び金融機関等について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）とするものでございます。起債の方法、償還の方法は、緊急防災・減災事業債と同様でございます。

以上でございます。

○議 長 第2条、地方債の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで第2条、地方債を終わります。

この際、午前11時15分までを休憩といたします。

午前11時01分 休憩

午前11時15分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般会計予算については質疑を進めてまいりましたが、質疑の発言漏れがあれば承りたいと思います。

発言に当たっては、ページ、項目、事業等を明らかにしていただきます。

質疑の発言を許します。

1 番、太田さん。

○1 番太田議員 歳出です。176ページ、目2 学芸奨励費の中で説明欄(3)、学校スケートリンク造成管理経費についてなのですが、まず、これ学校の説明の中では検討しているということで、村民スケート大会にもう小学校は参加しないということを検討していると思うのです。もちろん、それ教育委員会も知っていると思うのですが、そうやってくると、では、小学校の授業でスケートやるのかという話にもなってくるかなとも思うのです。もしかやるにしても、少しやるのだったら村民リンクでいいのではないかなという話にもなると思うのですが、ここでスケートリンクをまた造るよとなると、もちろん保護者の方、PTAの方に協力を頼まなければいけないということもあるのですが、その辺の大会もなくなる。スケートそんなにやらなくてもいいのではないかという学校の中での考えがあるのかなと思っているのですが、なぜ、ここで、スケートリンクを造ることになるのかなという質問が1点と、そのほかにもスケート小屋の電気について、それこそ、PTAの方から、電気つかないとか、どうしてもスケートリンク造成に関わるときに電気使うときに電気が落ちやすくなっているという問題もあると思うのですが、その辺の問題もどのように今年度は解決してリンク造成につなげるのかということも補足して説明願います。

○議 長 伊東教育次長。

○教育次長 先ほど、太田議員からお話がありました、小学校でスケートの大会に出ないというお話なのですが、こちらについては、今、現在、学校行事としてスケート大会という形を行っているものなのですが、それではなくて、スケート少年団はそのまま引き続き残りますので、少年団としての大会はそのまま行われますので、村民スケート大会という形で学校行事として大会を行うことは行わないというか、という形というお話は聞いております。

今、小学校のスケートの利用の状況としましては、小学校のグラウンドのほうでは授業とか、あと低学年でなかなか400メートル滑れるような子が、それも体力とか、あと、習熟度の状況によってなかなか難しいこともありますので、小学校のほうで一生懸命練習していただいたりとか、あと、授業で使ってスケートをやっていたという状況だと思われま。なので、引き続き、グラウンドの整備はしていただくとこちらとしても助かるという部分と、あと、グラウンドの部分のスケート小屋の電気の確保の部分ですが、こちらについては行政区懇談会の中でも出ていましたので、こちらについては造成に支障が出るということであれば、造成のときに足りない部分の電源については、こちらとしても今のところは発電機等で確保して、足りない部分に関してはそちらで使っていただくというようなことも考えていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議 長 1 番、太田さん。

○1番太田議員 まず、村民スケート大会は学校行事として出ない。もちろん分かっています。だからこそ、学校行事としてやらないのであれば、なぜ、スケートリンクを造るのという話になると思うのです。だから、その辺どのようにPTAと話をされてリンク造成に至ったのかということをお話をお願いしたいです。

少年団にしても小学校低学年は使っている。現在は低学年、1、2年生が使っていてというのはもちろん分かりますけれども、そういったことも踏まえて村民リンクでいいのではないだろうかという話になってくると思うのですよ、当然。だから、そういった話をどのような話をしてこのリンク造成経費をつけようという話になったのかなというところの説明をいただきたいのです。

また、電気小屋については発電機とおっしゃっていましたが、やはり、それ、随分、乱暴な話だと思うのです。だって、発電機って、一番電気使うときってリンク造成するときに使うのですよ。保護者の方がぐるっと夜通し回っているときに、あそこで発電機大きい音鳴らすのかという話になったら、これ問題になりますよ。そうやって考えたときに、発電機でそれ何年やって、どれぐらい様子見てやるのか、それでPTAは了承してリンク造成しようとしているのか、そうやって考えたときに、電気引っ張るのはお金がかかるのは分かりますけれども、本当に必要なものだからリンクを造る、必要なものだからそうやってお願いしているのであれば、当然電気だって引っ張ってあげないとおかしい話になってくると思うのですけれども、その辺の考えいかがでしょうか。

○議 長 伊東教育次長。

○教育次長 とりあえず、電気の部分に関しましては、今年度の予算で確保できておりませんでしたので、当分の間という形になるかと思いますが、発電機での対応をちょっと検討したいということをお話をさせていただいております。

スケートの部分の大会出ないのだったらスケートやらなくてもいいのではないかと、そういうお話だと思うのですが、授業としてはうちの村としてはスケートを冬場にやっている。その部分に関しては変わらないという形で、その部分に関しましてもスケートをやめるとかという話は正直なところ検討はしておりませんでした。ご理解いただければと思います。

以上です。

○議 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 学校行事としてやらなくなった。僕が言っていることってやっぱりつながってくると思うのです。スケートにどれだけ力を入れていくのか、だから、スケートリンク造りたいのですよというのが学校行事からも外れて、村民スケートリンクは自由参加です。では、村の社会教育としても大会の意義がなくなってきて、今まではそうやって学校行事としても盛り上げて、社会教育としても盛り上げてという考えがあった中で今までのリンクを造ることがあったと思うのですけれども、これがなくなってくるということはリンクを造る考え方自体もやっぱり変わってくると思うのです。では、どうして保護者そ

んなに、特に小学校のPTAの環境部会ですか、スケート少年団に関わっている人たちです。そういう人たちがある程度力を入れて、頑張ってくれる子どもたちのためにということで造ってくれていると思うのですけれども、学校の授業のためにこれ造ってくれ、夜通し造ってくれて、それ随分乱暴な、乱暴なと言ったらあれですけれども、どうなのかなと思うところがあるのです。電気も発電機ということも今年度は考えていないと、今、明言されましたけれども、冬にかけて造ってくれている人がいる。どのように残していくのかということ考えたときに、早急に手を打たなければいけないことだと思いますし、当然、教育委員会として考えがあるべきものだと思っているのですけれども、考えいかがでしょうか。

○議 長 答弁調整のため休憩いたします。

午前11時24分 休憩

午前11時30分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

伊東教育次長。

○教育次長 ちょっとお時間いただき、申し訳ありませんでした。

まず、私のほうから電気の確保の部分ですが、今回、令和6年度の当初予算に計上させていただかなかったものですから、発電機等で対応したいという話をさせていただきましたが、その部分の電気の確保については、今後、補正予算等で造成に間に合うように対応できるようにこちらとしてはしていきたいと思っております。

以上です。

○議 長 細川教育長。

○教育長 学校のリンクですけれども、授業で使うという形の中で授業の中では進めていくということで、学校のグラウンドリンクは継続して造成していくという形で考えております。

また、村内の大会ですけれども、非常にスケートが苦手な子がいて、その子たちを無理やり学校行事だからということで出席させるのはいろいろと抵抗があるということで、できるだけ多くの生徒には参加は呼びかけますけれども、任意の参加とさせるということで学校のほうでは考えているということです。

以上です。

○議 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 まず、電気は補正でやるよということは、今後もリンクは造っていく。小学校のリンクは造って、力を入れていくよという一方で、大会では任意だよと、学校行事にはしないで大会任意だよと、そんなことして一般の人が出ると思いますか、では。ごめんなさい、少年団でやっている人以外出ませんよ、普通に考えれば。だって、任意でやるよって、どうして今まで学校行事でやっていたかということ、やはり、それなりに学校で力を入れ

てやって、子どもたちの頑張る姿を保護者も見て、そういった中で今までの村民スケート大会の伝統がある中でやってきたことを、今度、任意にしますよとなったら、少年団以外の人、普通に考えたら出ないですよ。そしたら、はっきり言って記録会と変わらなくなってしまいうのです。記録会と変わらなくなってしまいうよとなつたときに、片や学校ではリンク造ってスケートには入れますって、何かちょっと矛盾しているところが出てくると思うのです。

だって、これではリンクここまでお金かけて、電気のスケート小屋は補正でお金かけて、リンクは128万円かけてとやっている費用対効果が今度なくなってくるではないですか。それだったら、授業の2時間かけている時間の中で小学校から村民リンクまで10分かけて歩いていけば、この分お金節約できるのですよ。でも、片やスケートの小屋とか造成では負担をかけて、お金をかけて力を入れていくと言っているのに、行事のほうでは力を入れなくなって行って、これ考え方に何かずれがあると思うのです。ここの部分って統一していかないと、なぜリンクを造るのかというところにかかないし、では、どうしてこんなような予算立てになったのかという話が通らないと思うのですけれども、その考えはいかがでしょうか。

○議 長 細川教育長。

○教育長 任意にしたら極端に参加者が少なくなるとは、私、ちょっと思っていないのですけれども……

（「議長、休憩いただけますか。答弁調整」の声あり）

○議 長 答弁調整のために休憩といたします。

午前11時34分 休憩

午前11時37分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

細川教育長。

○教育長 先ほど、私、任意として認めると言ったのですけれども、ちょっとそれを取り消させていただきます。いろんな意見があるということで、教育委員会のほうで十分検討して、村のスケート大会も盛り上げていかなければならないので、ただ、先ほどちらっと言いましたけれども、そういう子どもたちもいるということで、話を聞いて総合的に判断させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 十分に話合いをしていただきたいと。もちろん、スケートリンクは造りまます。スケート小屋は直します。グラウンド整備にもお金はかけています。多額にお金かけていますよね。そういった中で費用対効果、今後、どのように学校行事として、授業としてでもスケートリンクを使っていくのか、その必要性はどうなのか。教育委員会が中心となつて、PTAも学校関係者、校長、教頭、その辺も含めてしっかり話合いを進めてほしいと思います。

以上です。

○議 長 細川教育長。

○教 育 長 分かりました。十分検討させていただきたいと思います。

○議 長 では、この件は終わります。

ほかにありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 以上で一般会計予算の質疑を終了いたします。

次に、令和6年度更別村国民健康保険特別会計予算の質疑を行います。

事業勘定の歳出について補足説明を求めます。

新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、国民健康保険特別会計事業勘定予算の補足説明をさせていただきます。

それでは、歳出からの説明になりますので、210ページお開きください。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、予算額404万8,000円、前年度比較123万円の減額です。説明欄(1)、総務一般事務経費、節18負担金補助及び交付金、国保連合会負担金で北海道クラウド運用負担金の減が主なものとなっております。

目2連合会負担金は、予算額38万1,000円で、前年度と同額となります。

211ページ御覧ください。項2徴税费、目1賦課徴収費、予算額20万2,000円、前年度比較6,000円の減額です。

項3運営協議会費、目1運営協議会費、予算額34万2,000円で、前年度同額となります。

212ページになりますが、款2保険給付費、項1療養諸費、目1療養給付費は、予算額2億2,970万円、前年度比較1,925万2,000円の減額で、過去3年間の医療費の給付実績などから推計しております。

目2療養費、予算額137万8,000円、前年度比較38万6,000円の減額です。

目3審査支払手数料は、予算額94万6,000円で、前年度比較9,000円の増額となります。

項2高額療養費、目1高額療養費は、予算額2,400万円、前年度比較240万円の減額です。

目2高額介護合算療養費は、予算額10万円で、前年度と同額となります。

213ページになりますが、項3移送費、目1移送費は、予算額6万円で、前年度と同額となります。

項4出産育児諸費、目1出産育児一時金は、予算額600万円、前年度同額で、12件分を見込んでおります。

目2支払手数料は、予算額3,000円で、前年度同額です。

項5葬祭諸費、目1葬祭費は、予算額15万円で、前年度同額となります。

215ページになりますが、款3国民健康保険事業費納付金は、北海道が決定した納付金を納めるものとなっております。前年度比較4,676万2,000円の増額は、平成30年度から運営が北海道へ移行したことによります激変緩和措置が令和5年度で終了したことによるものが

大きな原因となっております。なお、令和12年度には北海道統一の保険税率とする予定となっておりますので、急激な保険税の負担とならないよう、当面、国民健康保険事業基金を活用しながら見直しを行ってまいります。

項1 医療給付費、目1 医療給付費は、予算額1億8,256万3,000円、前年度比較2,851万5,000円の増額です。

項2 後期高齢者支援金等、目1 後期高齢者支援金等は、予算額5,749万8,000円、前年度比較682万8,000円の増額です。

項3 介護納付金、目1 介護納付金は、予算額2,911万2,000円、前年度比較1,141万9,000円の増額となります。

216ページになりますが、款4 共同事業拠出金、項1 共同事業拠出金、目1 共同事業拠出金は、予算額1,000円で、過年度精算分が発生した場合の科目存置として計上しております。

217ページになりますが、款5 保健事業費、項1 特定健康診査等事業費、目1 特定健康診査等事業費は、予算額390万7,000円で、前年度比較59万9,000円の減額となります。説明欄

(1)、特定健診・特定保健指導事業、節12委託料、特定健康診査委託料において利用者の推計によりまして減額としております。

項2 保健事業費、目1 保健衛生普及費は、予算額807万6,000円、前年度比較265万6,000円の減額となります。次のページになりますが、説明欄(3)、国保ヘルスアップ事業は、国保被保険者の健康の保持、増進、疾病予防、生活の質の向上等を目的に取り組む事業となっております。その財源につきましては、北海道保険給付費等交付金の保険者努力支援分、それから特別調整交付金として交付されております。節12の委託料、国保医療費分析作成委託料の減額は、前年度作成のデータヘルス計画、特定健康診査等実施計画の策定委託料165万円の減額が主なものとなっております。

219ページになりますが、目2 疾病予防費は、予算額60万6,000円、前年度比較5,000円の増額で、前期高齢者インフルエンザ及び肺炎球菌予防接種負担金となります。

220ページになりますが、款6 基金積立金、項1 基金積立金、目1 基金積立金は、予算額3,000円で、前年度比較215万5,000円の減額となります。

221ページになりますが、款7 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目1 一般被保険者保険税還付金は、予算額25万円で、前年度と同額となります。

目2 の退職被保険者等保険税還付金は、予算額5万円で、前年度と同額となります。

目3 一般被保険者還付加算金は、予算額1万円で、前年度と同額です。

目4 退職被保険者等還付加算金は、予算額5,000円で、前年度と同額となります。

項2 繰出金、次のページになりますが、目1 直営診療施設勘定繰出金は、予算額3,204万7,000円、前年度比較890万3,000円の減額です。昨年度の診療施設整備分893万5,000円の減額が主な要因となっております。

項3 目1 過年度過誤納還付金は、予算額1,000円で、前年度と同額を計上しております。

最後に、223ページになりますが、款8 予備費、項1 予備費、目1 予備費は、予算額787万

1,000円で、前年度比較65万円の減額となっております。

以上で歳出の補足説明とさせていただきます。

○議 長 事業勘定歳出の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで事業勘定歳出を終わります。

事業勘定歳入についての補足説明を求めます。

新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、歳入についての補足説明になります。202ページになります。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税は、予算額1億9,369万9,000円、前年度比較760万9,000円の増額です。所得推計により計上しております。

目2退職被保険者等国民健康保険税は、予算額3,000円で、前年度同額、滞納繰越分を科目存置として計上しております。

203ページになりますが、款2一部負担金、項1一部負担金、目1一部負担金は、予算額1,000円で、前年度同額となります。

204ページになりますが、款3道支出金、項1道負担金、目1保険給付費等交付金は、予算額3億2,816万4,000円で、前年度比較2,297万2,000円の減額です。節1普通交付金は、前年度比較2,202万9,000円の減額で、歳出の款2保険給付費分が交付されております。節2特別交付金は、前年度比較94万3,000円の減額で、主に特別調整交付金で901万円の減、2号交付金で883万円の増額となっております。

項2財政安定化基金交付金、目1財政安定化基金交付金は、前年度同額の1,000円としております。

205ページを御覧ください。款4財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金は、予算額3,000円で、前年度同額となります。

206ページになりますが、款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金は、予算額2,875万円で、前年度比較212万2,000円の減額です。節1の保険基盤安定繰入金は、前年度比較28万7,000円の増額となっております。節2の出産育児一時金等繰入金は、出産数を12件分と推計しておりまして、その3分の2相当分を繰り入れるもので、前年度同額となっております。節4その他一般会計繰入金は、前年度比較240万9,000円の減額です。事務費対象分で、データヘルス計画、特定健康診査等実施計画の策定委託料分の減額が主な要因となっております。

項2基金繰入金、目1基金繰入金は、予算額3,803万円で、前年度比較2,621万4,000円の増額となります。

207ページになりますが、款6繰越金、項1繰越金、目1繰越金は、予算額10万円で、前年度と同額となります。

208ページになりますが、款7諸収入、項1延滞金・加算金及び過料、目1延滞金は、予

算額6,000円で、前年度と同額となります。

目2加算金は、予算額2,000円で、前年度と同額となります。

項2雑入、目1雑入は、予算額55万1,000円、前年度比較13万円の減額です。

目2保険給付費等交付金は、予算額1,000円で、前年度と同額となります。

209ページになりますが、国庫支出金につきましては、前年度限りで交付されておりました出産育児一時金補助金が減額となりますので、今年度は皆減となっております。

以上で歳入の補足説明といたします。

○議 長 事業勘定歳入の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで事業勘定歳入の質疑を終わります。

次に、診療施設勘定歳出についての補足説明を求めます。

岡田診療所事務長。

○診療所事務長 それでは、診療施設勘定の歳入歳出予算についての補足説明を申し上げます。

歳出からご説明申し上げます。予算書の236ページをお開きください。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、予算額3億3,375万5,000円で、前年度比較1億8,419万6,000円の減です。説明欄(1)、診療施設維持管理経費は、診療所施設の維持に係る消耗品費、重油などの燃料費、施設機器の保守・管理・点検委託料などで前年度比較28万8,000円の増となっています。国保診療所清掃業務委託料において人件費及び施設面積の増により21万4,000円の増、物品賃借料において車椅子レンタル料2台分、20万円の増としています。237ページをお開きください。説明欄(2)、村有建物維持管理経費は、医師住宅に係る修繕費、保険料などで、前年度と同額です。説明欄(3)、総務管理経費は、職員11名分の人件費で、前年度比較248万円の減となっています。詳細につきましては、246ページから251ページの給与費明細書のお目通しをお願いいたします。説明欄(4)、総務一般事務経費は、パートタイム会計年度任用職員の報酬、旅費、事務用消耗品費、医療業務委託料、医療業務用システム使用料などで、前年度比較51万2,000円の減となっています。238ページを御覧ください。主な増減としましては、令和6年度よりパートタイム一般事務補助員を1名採用することから、報酬で194万8,000円、職員手当等で74万7,000円などの人件費を皆増、医療業務委託料において医師出向契約及びアドバイザー業務契約に基づく委託料で220万3,000円の増、眼科領域の検査に係る専門医の委託料で275万2,000円の減としています。239ページをお開きください。公課費、消費税で令和5年度分と令和6年度中間申告分を概算で計上し、285万3,000円の減としています。説明欄(5)、フルタイム会計年度任用職員給与等は、医療事務職員2名と看護補助員8名分の給料等に係る経費で、前年度比較16万3,000円の減となっています。給料、看護補助員で56万4,000円の増、職員手当等、看護補助員で272万円の増、共済費で109万8,000円の増、職員退職手当組合負担金で531万円の減としています。

239ページを御覧ください。説明欄（6）、診療施設改修事業は、国保診療所改修工事費で前年度比較1億8,133万5,000円の減です。国保診療所改修工事が令和5年度でおおむね終了したことから、大幅な減額となっています。なお、令和6年度はスプリンクラー設置工事第二期を予定しております。国民健康保険特別会計診療施設勘定予算資料として図面を添付しておりますので、ご参照願います。

目2車両管理費は、予算額19万2,000円で、前年度比較23万2,000円の減です。公用車の維持管理経費で、令和6年度は車検整備がないことから減となっています。

241ページをお開きください。款2医業費、項1医業費、目1医療用消耗器材費は、予算額749万6,000円で、前年度比較32万1,000円の増です。医療全般に係る各種器具、衛生材料や入院患者用酸素等に係る経費です。価格高騰により増額しております。

目2医薬品衛生材料費は、予算額1,020万円で、前年度と同額です。医療用薬品、予防接種用ワクチンの購入費となっています。

目3医療管理費は、予算額1,498万1,000円で、前年度比較217万8,000円の増です。説明欄（1）、医療管理事業経費は、医療用備品の修繕費、保守点検委託料、検査委託料などで、前年度比較216万円の増となっています。242ページを御覧ください。光干渉断層計等保守点検委託料において機器の保証期間が終了したことにより91万8,000円の増、自動血球計数CRP測定装置保守点検委託料において令和5年度に機器を更新し、令和6年度から新たに保守点検が必要となることから24万8,000円の増としています。説明欄（2）、医療機器借上経費は、予算額452万円で、前年度比較1万8,000円の増です。在宅酸素供給装置や睡眠時無呼吸症候群の治療器を必要とする方に対応するための経費となっています。

目4寝具費は、予算額75万5,000円で、前年度比較5万2,000円の増です。入院患者の寝具、病衣の借り上げに係る経費です。

目5医療用機械器具費は、予算額95万6,000円で、前年度比較1,065万6,000円の減です。医療用備品の購入費、業務委託料の経費で、令和6年度は電動診察台1台等の購入、レセプトオンライン請求設定作業の委託を予定しています。

項2給食費、243ページをお開きください。目1給食費は、予算額213万7,000円で、前年度比較16万4,000円の減です。入院患者の給食提供に係る消耗品費、業務委託料の経費です。

244ページを御覧ください。款3公債費、項1公債費、目1元金は、予算額2,040万8,000円で、前年度比較316万1,000円の増です。説明欄（1）、長期債償還元金は、平成27年度以降に購入した医療機器備品並びにソフト分として医療業務委託料に係る起債元金の返済となっています。増額の主な要因は、令和5年度の起債の償還が始まることによるものです。

目2利子は、予算額36万2,000円で、前年度比較27万7,000円の増です。長期債償還利子です。

なお、詳細につきましては、252ページに地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書がございますので、お目通しをお願いいたします。

245ページをお開きください。款4予備費、項1予備費、目1予備費につきましては、予算額30万円で、前年度と同額です。

以上で歳出の説明を終わります。

○議 長 診療施設勘定歳出の説明が終わりました。

ここで昼食のため午後1時半まで休憩いたしたいと思います。

午前 11時58分 休憩

午後 1時30分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑の発言を許します。

2番、安村さん。

○2番安村議員 ページ数は238ページになります。一般管理費の中の説明欄の12番、委託料について少しご説明いただきたいと思います。今般の医療業務委託ということで、近々の中で精査されて委託契約に至ったという経過があると思うのですが、今回の場合については医療部分と眼科部分の関係、今、事務長から説明ありましたけれども、ちょっと過不足があってということで、どういうふうな経過を踏まえながら契約に至ったのかというのが1点と、それと前段より、令和5年まだ終わっていませんけれども、医師の確保の確保、並びに、その医師が全体的に1年で総替わりになってしまうという過程の中で、大分、議会としても先生の医療体制の部分について、今回も残念ながら1年間の研修という形で先生方がほとんど替わってしまうということで医療機関からの回覧板が回りました。本州方面に行ったりなんなりするという形で、やはり移動期間がかかる、引っ越し期間がかかるということで、前段の中でも過年度の中でも質問はさせていただいたと思うのですが、医師が不在のとき、いわゆる医師1名体制の中でということで右往左往したという経過があって、なかなか村民も診てもらう中で苦慮したという形があると思うのです。今回も残念ながらというか、全体的にどうなのかは別にして、ほとんどの先生が代わってしまうということで、お願いしていたのですが、1名は山田所長として在任されるという前提で物事を捉えるのであれば、やっぱり、副所長的な要員で、後任できちっと、山田先生も多忙ですので、ある程度学会だとか、他の医療機関に出向したりという部分でいない部分が多いですので、そういう面で副所長を置いていただきたいというお願いもした経過がありますので、その点の経過がどうなっているのかも含めて2点ご説明いただければありがたいと思います。

○議 長 岡田診療所事務長。

○診療所事務長 安村議員からのご質問でございますが、まず、医療業務委託料の内容の説明でございますが、医療業務委託料は医師出向契約及びアドバイザー契約に基づき家庭医療学センターへ支払う委託料と令和4年度より開始されました眼底検査等の専門医への

委託料の2つにまず大きく区分されます。家庭医療学センターとの契約分では医師出向委託料の予算額が8,655万6,127円、前年度比276万1,073円の増、アドバイザー契約の予算額が2,840万1,846円で、前年度比55万7,190円の減、合わせて2,200万3,883円の増となっております。

こちらは、以上、予算の積算に関わる部分でございますけれども、2つ目のご質問でございますが、令和6年度につきましては専攻医以外の医師が診療所の副所長として赴任される予定となっております。ただ、赴任の年数だとか、そういう部分は未定でございます、ご懸念されておりました1年で全ての医師が交代するという部分についてはまだこの段階では確認は取れてはいたないのでございますけれども、6年度につきましては副所長が赴任するという予定にはなっております。

以上です。

○議長 2番、安村さん。

○2番安村議員 説明いただきました。医療機関の委託料という形のものでプラスとアドバイザー契約の関係での精査を図ったということでございますけれども、いずれにしても、毎年毎年、医療関係の部分についてはまた、それら等も協議しながら、そのときの情勢に応じてという契約になると思うのですけれども、その点、少し慎重に進めていただきたい。いつまでもどこまでもプラスアルファで委託できないという現実も踏まえて、しっかり、そこは、現状把握した中で進めていただきたいというのが1点。

それと、ただいまご説明いただきましたけれども、私は決して医師の関係、全員が全員ということを行っているわけではなくて、せっかく常勤4名体制、非常勤の方も含めて、高石先生ともう一人の非常勤の先生いらっしゃいますけれども、それはそれとして、4名体制の中で1人が所長でいて、あと3名がごろっと代わってしまうのは医療機関の医療として、3月末、年度末になってくると先生の異動や何かでいなくなってしまうと十分な医療ができないだろうという懸念が1点あるものですから、その中で山田先生の多忙も含めた中で当然1年で代わるという先生ではなくて、副所長という任期の中で複数年お願いできる人を置いてくれという意味で、私は、今、質問させていただいています。あとの先生方は、1年だろうが何だろうが、2年いていただこうが、それはそれなりの、本当は長くいてもらったほうがいいのだろうけれども、研修医の受入れという条項も入っていますから、それは無理に言えないということありますけれども、せめて最低限4名体制中、山田所長を除く3名の中で複数年いていただいて、副所長職を兼務していただく人が私は設置が必要だということで意見を述べさせていただきましたので、来年の予算措置もそうですし、来年以降もそういう面できちっと相手方との委託契約の中で確認を取りながら円滑に進めていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

○議長 長 大野副村長。

○副村長 委託料につきましては、家庭医療学センターのほうと、そのときの状況を踏まえながらお話をさせていただいております。また、医師の確保につきましては、山田先生以

外の3名の方について、4名体制の確保ということにつきましてまず大前提で考えております。その中で、山田先生以外の3名の方、先ほど、安村議員がおっしゃったように副所長的な方、そういう方についてもなるべく配置していただくようにということで村長のほうから申出をしていただいて、6年度からそういう方が配置されるということになっております。ただ、今の状況でその方が何年というのは、まだ現段階で確たることは言えませんけれども、我々としては、安村議員がおっしゃるようになるべく長くいていただきたいというふうに考えております。そのことが村民の方の医療体制の確保ということにつながっていくと思いますので、その点、また十分配慮しながら今後進めていきたいと思っております。

以上です。

○議 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 ありがとうございます。本当にそういう部分が私は絶対的に必要だと思いますので、決してどうのこうのじゃなくて、そういう条件の下に国保を運営していくという原則なければなかなか難しいと思いますので、ぜひとも前向きというか、それらの意見を十分尊重していただいて進めていただきたいというふうに思います。

あと、人件費の関係なのですけれども、確かに私どもの解釈、一般の村民から解釈すると委託契約の中で医師4名だよと、理学療法士等含めて2名いらっしゃるよと、非常勤2名だよという形になっています。それに関する人件費というものはなかなか算定しづらいという部分あるのですけれども、一般村民から見れば基本的に今の体制の中でといえば常勤4名体制だよと、プラスアルファは別にして4名体制だよと。そして、理学療法士や作業療法士、それは認めてきたという部分ありますけれども、そういう前提の中でいっているよという押さえ方が主流になっているので、確かにバックフォローが要る。いろんな部分のフォローが要るから、非常勤2名をつける。あるいは、やり取りの中でというのは、それは分からないわけではないのですけれども、その位置づけも含めてきちっと説明し、国保の運営に関するものについてはそういう体制でいくのだという大義名分がなければ難しいと思うので、今の段階では国保から流れてくる情報というのは常勤4名体制、理学だ、作業だという部分しか出てこないという部分ありますので、その点しっかり踏まえながら円滑な運営と適正な委託料であるべきだという部分、どこが適正かはちょっと私も判断はできませんけれども、その点は、あまりにも過重負担にならないような形の対応でお願いしたいと思っております。

以上です。

○議 長 7番、高木さん。

○7番高木議員 委託の関係も含めてなのですが、今年度、眼科の関係の予算がちょっと削減されて、昨年度の収支もあまり、利用がちょっと少なかったかなというところもあって、今後、その辺の対応も含めてその辺の委託もしていかなければならないわけで、その辺の対応の仕方は今後どうしていくのか、ちょっとその辺を教えてください。

○議 長 岡田診療所事務長。

○診療所事務長 眼科領域の検査についてでございますけれども、令和5年3月から札幌

の専門医のご協力によりまして眼底検査、眼圧検査、光干渉断層計などの眼科領域の検査を実施しております。視力の低下を感じている方、糖尿病の患者さんの定期的な検査、緑内障で帯広市内への通院が困難になってきた方などの相談に応じ、検査が必要とされた患者さんに医師の指示で看護師が検査を行っております。更別の診療所に定期的に通われている患者さんのうち、帯広などの専門医で検査を受けていない患者さんへ医師のほうから検査希望を確認して対応してございます。今回、少し予算が少なくなった要因としては、当初は更別の診療所にかかられている患者さん、全ての可能性のある患者さんを抽出して予算を組ませていただいたのですけれども、実際、もう既に帯広の眼科のほうで検査をしているだとか、そういった患者さんが多くて、実績としては少なくなってしまったということもございまして、次年度予算につきましては、令和5年度の実績に合わせた中で予算組みをさせていただきました。今後は、広く住民に周知するというので、その辺のPRといいますか、検査の部分につきましては広報紙だとか、そういう部分で随時ご紹介はさせていただきながら対応させていただきたいなと思います。

以上です。

○議 長 7番、高木さん。

○7番高木議員 内情は、もう十分理解しています。それで、眼科のための専門的な対応の医師ということで割当てが結構されていたと思うのですが、その辺の需要が減ってくることによって委託料の関係に影響が出たのか、出ないのか。それは、総体的な中で眼科も対応するよという総合的な中での委託料になるのか、その辺の部分はどんな感じなのでしょう。査定としてどうなるのか。

○議 長 岡田診療所事務長。

○診療所事務長 眼科領域の委託料につきましては、先ほどお話しした医師の外向契約とアドバイザリー業務契約とは別の契約になってございまして、そちらの眼科領域の契約の委託料が減ったからといってセンターとの契約額が調整されるようなものではございませんので、委託先がまず違うということでご理解いただければと思います。

○議 長 7番、高木さん。

○7番高木議員 ということは、定額ということではよろしいですか。

○議 長 岡田診療所事務長。

○診療所事務長 眼科領域の委託につきましては、1件につき診療報酬の60%ということで定額という形で契約をさせていただいております。

○議 長 7番、高木さん。

○7番高木議員 何回もすみません。診療所の各種予防接種の診断料ということで、国保のほうでインフルエンザとか、その辺のワクチンの予算とかも計上されているのですが、今年、結構おたふくが流行しそうだというような話題が全国で流れていて、おたふくも、多分、個人負担の形で予防接種とかも含めてやっていかなければならないのですが、結構、数年前の大流行したときに近いぐらいの数量になるのではないかという予測もされている中で、その

辺の対応については診療所としてもどういう対応をするのか、その辺、ちょっとお聞かせ願いたい。

○議 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 すみません、診療所の関係ということなのですが、予防接種というようなことなものですから。一般的に予防接種、定期接種と任意接種というようなことで、おたふくだとか、はしかですとか、いろんなことが新聞とか出ているのですけれども、そのときの時代、時代で対象者だとかがあって、それに外れた方が例えば、今、風疹だとかもやっていますけれども、改めてやるだとかということがあるものですから、個別の一つ一つでちょっと事情が変わってくると思うのですけれども、通常の定期接種については計画的に、対象者も決まっていますので行っているのですけれども、任意に関する部分は恐らくあらかじめ診療所のほうでというか、その状況を見ながらになってくるので、当初予算で組むというか、しづらいところがありますし、通常の定期接種だとかとなれば保健福祉課ですとか子育て応援課を通してワクチン接種とかとなるのですけれども、医療機関で独自に用意してやるというのはそれぞれ医療機関の判断で、インフルエンザもそうでしょうけれども、やると思いますので、取り急ぎ、今、その状況、流行状況を見て体制を取るといような形になってくるものですから、最近、はしかですとか、いろんなが出てきていますので、その都度の判断になってくるのかと思うのですけれども、当初から明らかに国でこうしなさいというような決めがない中では予算が組みづらいということがありますので、流行状況を見ながら体制取るといような形で、そこは事務所も診療所と保健福祉課、子育て応援課、近くにありますので、連携取りながら対応を取りたいと思っております。

○議 長 7番、高木さん。

○7番高木議員 予算査定の時点でその辺も分からないだろうし、多分予算の組みようがないのは十分分かっているんで、その辺は状況を見ながら、村としてどういう対応、流行に合わせてどういう対応をしていくのかということだけ確認をさせていただいて、それによっては補正という、どうしても予防接種が必要になってくれば、ワクチン接種が必要になってくれば補正ということも必要になってくるかもしれないので、そのときは状況を見ながら判断して行っていただけるといような、今、お話だったので、その辺は、村側としての対応もきっちりやっていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

○議 長 ほかありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで診療施設勘定歳出を終わります。

次、診療施設勘定歳入についての補足説明を求めます。

岡田診療所事務長。

○診療所事務長 続いて、歳入の補足説明に移らせていただきます。

227ページをお開きください。款1診療収入、項1入院収入は、予算額3,102万3,000円で、前年度比較11万9,000円の減です。過去3年の実績を勘案して計上しております。

項2 外来収入は、予算額1億4,099万2,000円で、前年度比較1,141万6,000円の増です。患者数、受診日数、1日当たりの医療費、それぞれの過去3年の実績を勘案して計上しています。

228ページをお開きください。項3 その他の診療収入、目1 諸検査等収入は、予算額1,900万8,000円で、前年度比較50万6,000円の増です。健康診断等の各種診断料、インフルエンザ等の各種予防接種診断料、75歳以上の方を対象とした住民健診料でございます。

229ページを御覧ください。款2 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 使用料は、予算額38万5,000円で、前年度比較1万5,000円の増です。入院患者の電気器具使用料、往診や訪問診療に係る自動車使用料、診療所内の自動販売機の設置に係る建物使用料でございます。

項2 手数料、目1 手数料は、予算額5万4,000円で、前年度比較6,000円の減です。説明欄、医療事務取扱手数料は、労災給付請求書取扱手数料です。

目2 文書料は、予算額95万5,000円で、前年度と同額です。各種文書料で、介護保険の認定に係る主治医意見書料等を計上しております。

230ページをお開きください。款3 国庫支出金、項1 国庫補助金、目1 施設整備費補助金は、予算額864万7,000円で、前年度比較1,263万7,000円の減です。電動診察台購入、スプリンクラー設置に係る国庫補助金として計上しています。

231ページを御覧ください。款4 財産収入、項1 財産運用収入、目1 財産貸付収入は、予算額32万1,000円で、前年度比較6万8,000円の減です。医師住宅2棟のうち1棟が築後20年を経過し、村有住宅管理規則により令和6年度より家賃が減額となることが減額の要因となります。

232ページをお開きください。款5 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金は、1億3,779万6,000円で、前年度比較1億384万6,000円の減です。説明欄、一般病床分、救急病床分、その他運営補てん分は、診療所会計の収支の均衡を保つよう調整しています。

項2 事業勘定繰入金、目1 事業勘定繰入金は、3,204万7,000円で、前年度比較890万3,000円の減です。説明欄、へき地診療所分は、診療所に対する運営費補助として国から交付される特別調整交付金の繰入金です。近年の入院日数の状況を踏まえ、計上しています。

233ページを御覧ください。款6 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金は、前年度と同額の10万円を見込んでございます。

234ページをお開きください。款7 諸収入、項1 雑入、目1 雑入は、予算額81万4,000円円で、前年度比較4,000円の増です。主には自費衛生材料等収入でございます。

235ページを御覧ください。款8 村債、項1 村債、目1 過疎対策事業債につきましては、予算額1,940万円で、前年度比較7,530万円の減です。医療施設整備事業でスプリンクラー設置工事代、二期分の起債でございます。

以上、診療施設勘定歳入の補足説明とさせていただきます。

○議 長 診療施設勘定歳入の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 これにて診療施設勘定の歳入を終わります。

以上で国民健康保険特別会計予算の質疑を終了いたします。

次に、令和6年度更別村後期高齢者医療事業特別会計予算の質疑を行います。

歳入歳出一括して補足説明を求めます。

新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、後期高齢者医療事業特別会計の補足説明をさせていただきます。

まず、歳出になりますが、261ページ御覧ください。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、予算額36万6,000円で、前年度比較1万8,000円の増額となります。

項2徴収費、目1賦課徴収費は、予算額24万3,000円で、前年度と同額となります。

262ページを御覧ください。目2滞納処分費は、予算額8,000円で、前年度と同額となります。

263ページ御覧ください。款2後期高齢者医療広域連合納付金は、予算額6,655万6,000円、前年度比較544万1,000円の増額です。保険料収入額5,093万1,000円に保険基盤安定繰入金等の1,293万円及び共回事務費269万1,000円などを加えて広域連合に納付するものとなっております。

264ページになりますが、款3諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1保険料還付金は、予算額25万円で、前年度と同額となります。

265ページになりますが、款4予備費につきましては、予算額50万円で、前年度と同額となります。

続きまして歳入になりますが、257ページお聞きください。款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料、目1特別徴収保険料は、予算額1,833万5,000円、前年度比較235万4,000円の増額で、医療保険料につきましては北海道後期高齢者医療広域連合より提示される保険料に基づきまして予算計上しております。

目2普通徴収保険料は、予算額3,259万6,000円、前年度比較291万6,000円の増額となります。

258ページ御覧ください。款2繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金は、予算額1,673万8,000円で、前年度比較18万9,000円の増額となります。節1の保険基盤安定繰入金は、保険料の軽減分を補填するものとなっております。節2の他一般会計繰入金は、本会計の事務費及び後期高齢者医療広域連合の共回事務費分と予備費分を含めた380万8,000円を計上しております。

259ページになりますが、款3繰越金は、前年度繰越金として予算額1,000円、前年度と同額となります。

最後に、260ページを御覧ください。款4諸収入、予算額25万3,000円、前年度同額となります。保険料延滞金、還付金などを計上しております。

以上で補足説明を終わります。

- 議 長 後期高齢者医療事業特別会計予算の説明が終わりました。
質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

- 議 長 これで後期高齢者医療事業特別会計予算の質疑を終了いたします。
次に、令和6年度更別村介護保険事業特別会計予算の質疑を行います。
事業勘定の歳入歳出及びサービス事業勘定の歳入歳出一括して補足説明を求めます。
新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、介護保険事業特別会計の補足説明をいたします。初めに、事業勘定の歳出になりますが、281ページ御覧ください。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、予算額43万1,000円で、前年度比較1万6,000円の増額となります。

項2徴収費、目1賦課徴収費は、予算額13万8,000円で、前年度と同額となります。

282ページ御覧ください。項3介護認定審査会費、目1認定調査費は、予算額81万2,000円で、前年度比較2,000円の減額となります。

目2認定審査会共同設置負担金は、予算額339万2,000円で、前年度比較2万6,000円の増額であります。南十勝介護認定審査会事務局職員の人件費分が主な要因となっております。

283ページになりますが、款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目1介護サービス等諸費は、要介護1以上の方へのサービス給付費で、予算額3億683万3,000円、前年度比較2,812万2,000円の増額です。給付実績、要支援及び要介護認定者数の状況などを勘案して予算計上しております。主なものは、節18負担金補助及び交付金、法定居宅サービス給付費、前年度比較319万2,000円の減、居宅介護支援給付費78万円の減、法定施設サービス給付費2,002万8,000円の増、地域密着型居宅介護サービス給付費824万4,000円の増、地域密着型施設介護サービス給付費382万8,000円の増です。

項2介護予防サービス等諸費、目1介護予防サービス等諸費は、要支援1及び要支援2の方へのサービス給付費で、予算額1,500万8,000円、前年度比較566万4,000円の減額です。主なものは、節18負担金補助及び交付金、居宅介護予防サービス給付費、前年度比較169万2,000円の減、地域密着型介護予防サービス給付費397万2,000円の減が主なものとなります。

項3高額介護サービス費、284ページになりますが、目1高額介護サービス費は、予算額903万6,000円で、前年度比較32万4,000円の増となります。

項4高額医療合算介護サービス費、目1高額医療合算介護サービス費は、予算額110万1,000円、前年度比較20万円の減額です。

項5特定入所者介護サービス等費、目1特定入所者介護サービス費は、予算額1,800万円、前年度同額となります。

285ページになりますが、款3地域支援事業費、項1介護予防・日常生活支援総合事業費、目1介護予防・生活支援サービス事業費は、予算額957万6,000円で、前年度比較49万1,000円の減額です。

目2 一般介護予防事業費は、予算額778万2,000円、前年度比較189万5,000円の増額です。

項2 包括的支援事業・任意事業費、目1 総合相談事業費は、相談支援事業の事務費で、予算額7万6,000円で、前年度同額となります。

286ページ御覧ください。目2 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は、予算額2,621万7,000円で、前年度比較77万円の増額です。地域包括支援センター職員の人件費を計上しているもので、説明欄(1)、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業は社会福祉協議会から派遣を受けている社会福祉士の人件費相当分を負担金として計上、説明欄(2)、フルタイム会計年度任用職員給与等は介護福祉士を配置するための職員給与費等、説明欄(3)、職員等人件費は地域包括支援センターの保健師の職員人件費分となっております。

287ページの目3 任意事業費は、予算額530万1,000円で、前年度比較31万3,000円の増額です。

288ページ御覧ください。目4 在宅医療・介護連携推進事業費は、予算額484万6,000円、前年度比較37万1,000円の増額で、主なものは節12委託料、在宅医療・介護連携推進事業委託料36万6,000円の増は中札内村と共同設置している在宅医療・介護連携コーディネーター業務委託経費になります。

目5 生活支援体制整備事業費は、予算額239万7,000円で、前年度比較306万8,000円の減額、住民の支え合いの仕組みづくりを進めるための事業経費を計上しております。

目6 認知症総合支援事業費は、予算額58万9,000円、前年度比較11万9,000円の減額です。認知症について気軽に話し合う場であります介護カフェ運営に係る経費、認知症研修会開催経費を計上しております。

290ページを御覧ください。款4 基金積立金、それから291ページの款5 諸支出金、それから292ページの款6 予備費につきましては、前年度同額の予算計上としております。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。272ページお開きください。272ページ、款1 介護保険料、項1 介護保険料、目1 第1号被保険者保険料、予算額7,380万1,000円、前年度比較473万1,000円の増額となります。

273ページ、款2 材料及び手数料、予算額14万9,000円、前年度比較1万3,000円の増額で、シルバーハウジング生活援助員の派遣手数料となります。

274ページ御覧ください。款3 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 介護給付費負担金は、予算額6,641万2,000円で、前年度比較330万1,000円の増額です。

項2 国庫補助金、目1 調整交付金、予算額1,749万9,000円、前年度比較112万8,000円の増額で、両科目とも歳出の保険給付費の増加によるものになります。

目2 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)は、予算額387万7,000円、前年度同額で、歳出の款3 地域支援事業費、項1 介護予防・日常生活支援総合事業費に交付されております。

目3 地域支援事業交付金(その他事業)は、予算額1,422万2,000円、前年度比較80万円の減額で、歳出の款3 地域支援事業費、項2 包括的支援事業・任意事業費に交付されております。

す。

目4 保険者機能強化推進交付金は、予算額54万円で、前年度同額になっております。自立支援、重度化防止の取組に対して交付されております。

目5 介護保険保険者努力支援交付金は、予算額67万2,000円で、前年度同額です。介護予防軽減、悪化の防止に関する取組に対する交付金となります。

275ページになりますが、款4 支払基金交付金、項1 支払基金交付金、目1 介護給付費交付金は、予算額9,449万5,000円、前年度比較609万8,000円の増額で、保険給付費が増加したことによるものになります。

目2 地域支援事業交付金は、予算額418万7,000円、前年度同額で、歳出の款3 地域支援事業費に交付されるものとなります。

276ページ御覧ください。款5 道支出金、項1 道負担金、目1 介護給付費負担金は、予算額4,733万3,000円、前年度比較404万1,000円の増額で、保険給付費の増加によるものです。

項2 道補助金、目1 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、予算額193万9,000円、前年度同額で、歳出の款3 地域支援事業費、項1 介護予防・日常生活支援総合事業費に交付されるものとなります。

目2 地域支援事業交付金（その他事業）は、予算額711万2,000円、前年度比較40万1,000円の減額です。歳出の款3 地域支援事業費、項2 包括的支援事業・任意事業費に交付されるものとなります。

277ページになります。款6 財産収入は、介護保険事業基金の積立金の利子で、前年度同額の1,000円となっております。

278ページになりますが、款7 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 介護給付費繰入金は、予算額4,375万円で、前年度比較282万1,000円の増額です。歳出で介護給付費が増加したことによるものとなります。

目2 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、予算額193万8,000円で、前年度同額です。

目3 地域支援事業繰入金（その他事業）は、予算額711万6,000円、前年度比較39万6,000円の減額です。

目4 低所得者保険料軽減繰入金は、予算額346万5,000円、前年度比較7万9,000円の減額です。

目5 その他一般会計繰入金は、予算額850万6,000円、前年度比較176万9,000円の増額で、節1 事務費対象分で4万円の増額、節2 その他一般会計繰入金で172万9,000円の増額となります。

項2 基金繰入金、目1 基金繰入金は、予算額1,507万9,000円、前年度比較6万5,000円の増額で、予備費分と保険給付費及び事業費の不足分として繰入れをします。

279ページになりますが、款8 繰越金は前年度と同額としております。

280ページ、款9 諸収入は、予算額45万3,000円で、前年度比較2,000円の増額となります。

以上で介護保険事業特別会計事業勘定の予算説明を終わらせていただきます。

続きまして、サービス事業勘定の補足説明といたします。初めに、歳出になりますので、302ページを御覧ください。サービス事業勘定の歳出、302ページになりますが、款1事業費、項1居宅介護サービス事業費、目1居宅介護サービス事業費は、予算額30万1,000円で、前年度比較5万3,000円の増額です。保健福祉課内に設置しております地域包括支援センターの事務費分を計上しております。

目2介護予防サービス等事業費は、予算額197万5,000円、前年度比較9万円の増額です。地域包括支援センターの業務の一つであります要支援1及び要支援2の介護予防サービス計画策定業務の一部を委託する経費となります。

次に、歳入になりますが、299ページを御覧ください。299ページ、款1サービス収入、項1予防給付費収入、目1介護予防サービス計画費収入は、予算額227万4,000円、前年度比較14万3,000円の増額です。要支援1、要支援2の方の介護予防サービス計画の策定に伴い、国保連合会から交付されます。

300ページの款2の繰越金、それから301ページの款3諸収入は、前年度と同額を計上しております。

以上で介護保険の事業勘定、それからサービス事業勘定予算の補足説明を終わらせていただきます。

○議 長 介護保険事業特別会計予算の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

6番、荻原さん。

○6番荻原議員 288ページ、目5生活支援体制整備事業費、説明で生活支援体制整備事業委託料、先ほどの説明では住民の生活を支え合うための事業の委託ということとございませぬけれども、前年度に比べて本年度の予算が半分以下ということになっております。なぜこのような形になったのか補足説明いただきたいと思っております。

○議 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 この事業は、現在、社会福祉協議会のほうで行われております住民の支え合いづくりというようなことでやっている事業になります。それぞれ、これも介護保険事業の中で補助事業に該当してやっているものですから、その事業の枠というか、配分が減ってきておりますので、それに合わせて若干減っているのですが、実際の事業自体は変わらず行っておりますし、大きく人件費に関わってきますので、その分につきましては、法人のほうの運営補助のほうに助成するというような形で、そこで働いている方々に影響ないような形で予算計上しております。介護保険の事業の中での予算計上になるものですから、やっぱり必要な経費だけしかここでは見切れないものですから、一応、予算的に減額したようには見えてしまうのですが、引き続き事業は進めておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議 長 ほかありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで介護保険事業特別会計予算の質疑を終了いたします。

次に、令和6年度更別村簡易水道事業特別会計予算の質疑を行います。

歳入歳出一括して補足説明を求めます。

石川建設水道課長。

○建設水道課長 それでは、令和6年度更別村簡易水道事業特別会計予算書の補足説明をさせていただきます。

初めに、令和6年度更別村簡易水道事業特別会計予算実施計画の収益的収入及び支出から説明をさせていただきます。1ページの第3条に定めるもので、事業の経営活動に伴い発生します収入とそれに対応する費用を計上してございます。

3ページを御覧ください。収入でございます。款1簡易水道事業収益、項1営業収益の予算額は8,512万9,000円で、前年度比較189万8,000円の減でございます。

目1水道使用料につきましては、過去の収入実績等により計上してございます。

項2営業外収益の予算額は5,352万8,000円で、前年度比較121万1,000円の増です。

目2負担金につきましては、幕別町からの共同施設維持管理負担金及び一般会計からの基準繰入れで19万4,000円の減。

目3長期前受金戻入につきましては、132万1,000円の増。

目4雑収益につきましては、道営事業の補助監督業務に対する道からの委託金等で8万4,000円の増となっております。

4ページを御覧ください。支出でございます。款1簡易水道事業費用、項1営業費用の予算額は1億6,079万9,000円で、前年度比較1,317万円の増です。

目1原水及び浄水費につきましては、節、負担金の中札内共同施設維持管理負担金の増などにより227万1,000円の増となっております。

目2配水及び給水費につきましては、節、委託料にて隔年で実施します漏水調査委託料の計上や節、材料費にて水道メーターの単価の上昇などにより470万8,000円の増となっております。

5ページを御覧ください。目3総係費につきましては、節、給料、節、手当のほか、6ページを御覧ください。節、負担金のうち、北海道自治体情報システム協議会負担金の増などにより246万2,000円の増となっております。

目4減価償却費につきましては、水道管等施設の更新により372万9,000円の増となっております。

項2営業外費用の予算額は337万5,000円で、前年度比較35万2,000円の減です。

目1支払利息及び企業債取扱諸費につきましては簡易水道事業債の利息の増、目2消費税につきましては前年度より減となっております。

項3予備費の予算額は100万円で、前年度と同額でございます。

続きまして、資本的収入及び支出の説明をさせていただきます。7ページを御覧ください。

1 ページの第 4 条に定めるもので、主に事業を継続して維持するための建設改良費や企業債償還金などの費用とその財源となります収入を計上してございます。収入です。款 1 簡易水道事業資本的収入、項 1 補助金の予算額は1,280万円で、前年度と比較して皆増です。

目 1 国庫補助金は、花園プラムタウンの水道管新設工事に係る交付金となってございます。

項 2 負担金の予算額は1,411万2,000円で、前年度比較152万3,000円の増です。

主なものとしまして、目 2 一般会計負担金は企業債償還金の増による一般会計からの基準繰入れの増となってございます。

項 3 企業債の予算額は 1 億3,020万円、前年度比較4,020万円の増で、建設改良費への財源としての借入れによるものとなってございます。

項 4 出資金の予算額は968万3,000円で、前年度と比較して皆増です。企業債の償還金に充当するものでございます。

8 ページを御覧ください。支出です。款 1 簡易水道事業資本的支出、項 1 建設改良費の予算額は 1 億4,391万5,000円で、前年度比較5,316万6,000円の増となっております。

目 1 水道施設費、節、工事請負費につきましては花園プラムタウン水道管新設工事の実施により1,260万7,000円の増、節、負担金につきましては、道営事業や南札内浄水場の機器更新工事に対する負担金により4,426万2,000円の増となっております。なお、委託料につきましては、令和 5 年度に実施しました分譲団地調査測量設計の終了により皆減となっております。事業の概要につきましては、令和 6 年度簡易水道事業特別会計予算資料、1、建設事業調べをご参照ください。

項 2 企業債償還金は2,499万2,000円で、前年度比較234万5,000円の増となっております。

項 3 投資は、予算額28万3,000円で、前年度と比較して皆増です。十勝中部広域水道企業団の施設でありますなかとかち浄水場の耐震化工事に対する出資金となっております。

なお、9 ページから12ページは給与費明細書、13ページには債務負担行為に関する調書、14ページは地方債に関する調書、15ページからはキャッシュフロー計算書、貸借対照表、損益計算書、そして注記表となっておりますので、ご参照ください。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議 長 簡易水道事業特別会計予算の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで簡易水道事業特別会計予算の質疑を終了いたします。

次に、令和 6 年度更別村公共下水道事業特別会計予算の質疑を行います。

歳入歳出一括して補足説明を求めます。

石川建設水道課長。

○建設水道課長 それでは、令和 6 年度更別村公共下水道事業特別会計予算書の補足説明

をさせていただきます。

初めに、令和6年度更別村公共下水道事業特別会計予算実施計画の収益的収入及び支出から説明をさせていただきます。1ページの第3条で定めるものでございます。3ページを御覧ください。収入でございます。款1下水道等事業収益、項1営業収益の予算額は9,026万7,000円で、前年度比較76万8,000円の減です。主に目1下水道使用料の減で、過去の収入実績等により計上してございます。

項2営業外収益の予算額は7,992万7,000円で、前年度比較2,723万2,000円の増です。主な要因としましては、目2一般会計補助金及び目7国庫補助金におきまして下水道管内のカメラ調査の実施やストックマネジメント、修繕改築計画の策定等に伴い、それぞれ増となったことによるものでございます。

4ページを御覧ください。支出です。款1下水道等事業費用、項1営業費用の予算額は2億280万9,000円で、前年度比較2,156万円の増です。

目1管渠費の節、委託料において実施します下水道管内のカメラ調査につきましては、前年度計上しておりました資本的支出からの科目変更などにより1,006万1,000円の増となっております。

目2処理場費につきましては、節、委託料にて下水道及び農業集落排水施設の浄化センター維持管理委託料と個別排水処理施設の維持管理委託料が労務単価の上昇等によりそれぞれ増、ストックマネジメントにおける調査診断及び修繕改築計画の策定などにより1,507万3,000円の増となっております。

5ページを御覧ください。目3総係費につきましては、節、給料のほか、6ページを御覧ください。節、負担金のうち、北海道自治体情報システム協議会負担金の増などにより18万1,000円の増となっております。

7ページを御覧ください。目4減価償却費につきましては、主に下水道及び農業集落排水施設における機械及び装置の減価償却の終了などにより375万5,000円の減となっております。

項2営業外費用の予算額は599万3,000円、前年度比較47万円の減で、企業債利息の減などによるものでございます。

項3予備費の予算額は100万円で、前年度と同額を計上しております。

続きまして、資本的収入及び支出の説明をさせていただきます。8ページを御覧ください。1ページの第4条で定めるものでございます。収入です。款1下水道等事業資本的収入、項1企業債の予算額は4,570万円、前年度比較1,150万円の増で、建設改良費における工事請負費の財源としての借入れによる増となっております。

項2出資金の予算額は6,132万1,000円、前年度比較69万4,000円の減で、一般会計からの基準外繰入金の減となっております。

項3負担金の予算額は562万8,000円で、前年度比較2,000円の増となっております。

項4補助金につきましては、予算額1,290万円、前年度比較1,110万円の増で、花園プラム

タウン下水道管新設工事及びマンホールポンプの発電機設置等に係る国庫交付金となっております。

9 ページを御覧ください。支出でございます。款 1 下水道等事業資本的支出、項 1 建設改良費の予算額は7,499万5,000円で、前年度比較2,094万2,000円の増です。

目 1 建設改良費等のうち、節、委託料につきましては令和 5 年度に実施しました分譲団地調査測量設計の終了や下水道管内のカメラ調査委託料の科目変更等により減、節、工事請負費につきましては、花園プラムタウンの下水道管新設工事のほか、災害等による停電対策としまして、曙町のふるさと橋付近にあります下水道マンホールポンプ設備への発電機の設置等による増となっております。事業の概要につきましては、公共下水道事業特別会計予算資料、1、建設事業調べをご参照ください。

目 2 企業債償還金の予算額は5,123万8,000円で、前年度比較165万円の増となっております。

なお、10ページから13ページは給与費明細書、14ページは地方債に関する調書、15ページからはキャッシュフロー計算書、貸借対照表、損益計算書、そして注記表となっておりますので、ご参照ください。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議 長 公共下水道事業特別会計予算の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで公共下水道事業特別会計予算の質疑を終了いたします。

各特別会計予算について質疑を進めてまいりましたが、質疑の発言漏れがあれば承りたいと思います。

発言に当たっては、ページ、会計、項目、事業等を明らかにしていただきます。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 以上で特別会計予算の質疑を終了いたします。

議案第23号 令和 6 年度更別村一般会計予算の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

◎動議の提出

(「議長」の声あり)

○議 長 3 番、斎藤さん。

○3 番斎藤議員 一般会計予算に対して修正動議を提出します。

○議 長 この際、暫時休憩いたします。

午後 2 時 3 2 分 休憩

午後 2時47分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第3 議案第23号ないし日程第8 議案第28号（続行）

○議 長 討論の途中ですが、3番、斎藤議員より休憩中に議案第23号 令和6年度更別村一般会計予算の件に対してお手元に配りました修正動議が提出されています。

したがって、これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

3番、斎藤さん。

○3番斎藤議員 それでは、議案第23号 令和6年度更別村一般会計予算に対する修正案についてご説明いたします。

別紙を御覧ください。議案第23号 令和6年度更別村一般会計予算の一部を次のように修正する案です。

第1条中「56億7,875万6,000円」を「53億1,229万円」に改め、そして第1表の歳入歳出予算をここに書いてあるように改めるというものです。

提案理由は、この下にあるとおり、更別スーパービレッジ構想推進事業が適正に実施される環境が整っていないと判断したことが理由です。ただし、事業の突然の停止による混乱を避けるため、全額は削除せず、減額として提案しております。

修正の内容を説明書により説明いたします。横長の説明書を御覧ください。まず、歳出からご説明いたします。4ページを御覧ください。最後のページです。款2総務費、項1総務管理費、目4地方振興費を原案の6億2,465万6,000円から2億5,819万円に改めます。原案からは3億6,646万4,000円の減額、前年度との比較では2億8,463万円の減額となります。その財源区分については、歳入のほうでご説明いたします。減額の対象となるのは、節18負担金補助及び交付金です。原案の4億6,844万8,000円から1億1,982万2,000円に3億6,646万4,000円の減額となります。説明欄、目4地方振興費の内訳は、原案では58ページから64ページに24項目にわたって分かれて説明されておりますが、この修正案は原案の60ページにある(11)、更別スーパービレッジ構想推進事業を減額するもので、これを原案の3億9,978万1,000円から3,331万5,000円に3億6,646万4,000円減額するものです。修正案の金額は、原案の12分の1に当たります。

次に、歳入についてご説明いたします。2ページにお戻りください。款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は、原案の2億9,027万円を6,926万5,000円に改めます。原案との比較で2億2,100万5,000円の減額、前年度との比較では2億7,541万円の減額です。減額の対象は節1総務費補助金で、2億6,847万円から4,746万5,000円の減額です。説明欄、デジタル田園都市国家構想推進交付金を原案の2億2,869万2,000円から768万7,000円に減額とします。これは、この交付金のうち、先ほど歳出のほうで説明した更別スーパービレッジ構想推進事業に対しての交付予定額の全額を減額するものです。

次に、款17寄附金にまいります。項1寄附金、目1寄附金は、原案の4億6,500万円を4億円に改めます。原案との比較で6,500万円の減額、前年度比較では3億6,310万円の増額となります。目1は全額が節1寄附金であり、節1寄附金も4億6,500万円から4億円に改めます。説明欄、まち・ひと・しごと創生寄附金、通称、企業版ふるさと納税を6,500万円から0円に減額します。

3ページをお開きください。最後に、款18繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金です。原案の1億1,889万7,000円を3,843万6,000円に改めます。原案との比較で8,046万1,000円の減額、前年度との比較では9,061万円の減額です。この目は全額が節1財政調整基金繰入金で、節1も同じように改めます。これは、予算全体で歳出が歳入を上回る不足金額を財政調整基金から繰り入れるものです。

以上、数字の説明ですが、同僚議員の賛成を得るために少々の議論をつけ加えることをお許しください。この事業には、ほかの歳出と異なる点があります。この予算は、ソーシャルナレッジバンク社に一括して支出されます。個別の事業については、金額にかかわらず入札の義務はなく、終了後の決算審議でも、この支出全体が審議の対象です。個別の事業に対する支出が適切か否かを判断する最初で最後の機会が、この予算審議となっております。ソーシャルナレッジバンク社の業務が高い評価を得ていれば、このことを問題とする必要はないでしょう。しかし、村民の要望や意見が反映されていないという声は少なくありません。その背景に2つの構造的な問題があると考えます。第1に、業務執行社員の過半を村外企業が占めること、第2に、事業の受注者である株式会社長大が事業の発注者であるソーシャルナレッジバンク社の代表社員でもあるという利益相反の構造があることです。また、事業スタート当初はコンサルタント2社が参加しておりましたが、1社、EY社は撤退して、現在は1社体制です。

以上の現状から、原案のほぼ4億円の支出は承認し難いと判断しました。しかし、事業の突然の停止を避けるために予算額を原案の12分の1の約3,300万円としております。この歳出に見合う歳入については、当面、国の交付金と企業版ふるさと納税を見込むことは差し控えました。歳入は一般財源のみ、実質的に財政調整基金からの繰入れです。

提案理由説明の最後に、同僚議員の賛同を得るために少しだけ弁論を続けます。これから質疑、討論を経てこの修正案の採決が行われます。同僚議員一人一人がその議決の1票を手にしておられます。その議決権は、村民からお預かりしているものです。村民の皆さんが傍聴席で、中継で見られます。賛否の表明は、録画、議会広報で今後、記録に残ります。議会の意義が問われております。

以上で提案理由の説明といたします。

○議長 説明が終わりましたので、これから修正案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

1番、太田さん。

○1番太田議員 では、何点か質問させていただきたいと思います。

斎藤議員の修正案で12分の1となったのですけれども、その根拠と事業内訳はどの部分を進めていくという考えなのかというところをちょっと補足して説明していただければと思います、いかがでしょうか。

○議長 長 3番、斎藤さん。

○3番斎藤議員 12分の1というのは、1年間に対する1か月という、実際に最初の1か月にどれだけの支出が必要かと、あるいは、どの事業がどうかということについて細かく立ち入って精査して反映させることは難しかったので、とりあえず、すぐに事業が止まるということは、既に継続中の事業もあるので、適切ではないだろうと判断しました。私としては、事業実施の体制が万全なものとなって、その万全な体制の中で補正予算案が早急に提案されて円滑に事業が進められることを願っております。

○議長 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 では、最初の1か月分ということですね。では、どの事業に対してこれは要らないのだよとか、この事業は継続したほうがいいのか、そういう強い思いは何かないのかなというところを改めて質問したいのですけれども、いかがでしょう。

○議長 長 3番、斎藤さん。

○3番斎藤議員 個人的な考えはなくはないですが、それは村民の意見を広く集めるという体制の中で決定していくべきことではないかと。なので、12分の1の予算は、どうしても継続しないと、もう既に行われている事業の継続のために一円も予算がないということがないようにということをつけているので、私としては議会は執行機関ではありませんし、ソーシャルレッジバンク社は独立した会社ですので、それに事細かに箸の上げ下ろしまで口を差し挟むということは差し控えるべきではないのかなと思っております。

○議長 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 今後、住民の意見をということだったのですけれども、ここまで村はもう予算でこういうようなことで執行させていただきたいということですので、斎藤議員はどの部分というところ、ちょっと欲しかったなと思えました。

次の質問なのですけれども、スーパーレッジはこの財源では過去2年間で国の交付金からでも約10億円弱、スーパーレッジの国からついているコロナ関連としての交付金でも数億円あって、令和6年度の予算でこのスーパーレッジ分の12分の1になくすということになってくるとおのずと過去の交付金も返還することになってくるのではないかと思いますのですけれども、交付金の返還となれば否決した議会側にも責任が生じると思いますが、その辺の考えも含めて考え方をお伺いいたします。

○議長 長 3番、斎藤さん。

○3番斎藤議員 このまま、この修正案のままで、そのまま1年間予算が執行されるということは、正直言って想定していません。当然、もし、修正案可決されれば、それに基づいて運営体制を見直して改めて補正予算の提案があって、適正な体制で事業が実施されるというふうに期待しております。

○議 長 6番、荻原さん。

○6番荻原議員 先ほどの説明の中で村民の要望が反映されていないというようなお話しされていましたが、それは何を根拠にそのような説明をされたのか説明願いたいと思います。

○議 長 3番、斎藤さん。

○3番斎藤議員 私は、公式な調査とか、そういうことはできる立場でないので、それはいろいろな方からお聞きした話ということになります。具体的に誰が何を言っていたかということ、つまびらかにすることはできませんけれども、そして、また、事業の進め方が分からない、あるいは、それをどこに持っていったらいいか分からないというような声を聞いているということです。これは、かなり広い範囲でいろんな人が感じていることではないかと私は考えております。

○議 長 6番、荻原さん。

○6番荻原議員 今、説明いただきましたけれども、斎藤議員が感じているということで、そういう解釈でよろしいですか。

○議 長 3番、斎藤さん。

○3番斎藤議員 聞いていると、そういう不満を聞いているということでもあります。

○議 長 6番、荻原さん。

○6番荻原議員 最初の説明の中で、その環境が整っていないですとか、あるいは、要望が反映されていない声があるという部分については、何か非常に具体性が欠けるような気がいたします。できれば、そういう部分がどういう状況で、どういう数字が出てこうなのだという部分を示していただかないと、逆に村民の方々が理解していただけないかなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議 長 3番、斎藤さん。

○3番斎藤議員 例えば、一つの例では、どんぐりスタンプ関係です。最初から、多分、どんぐりスタンプのデジタル化ということは射程に入っていたと思うのですが、それではどんぐりスタンプ会の加盟店に現在の実情とか問題とかの聞き取りのようなことがなされているかという、どうも、最近までほとんどなされていなかったという話を聞きました。実際にはどんぐりスタンプはかなり複雑なシステムで、時々、スタンプが2倍になったり、ある時期にどんぐりスタンプを使うと富くじ券がついたり、デジタル化するとするとそれを全部確認した上でどこまでやるのかというようなことになりますが、たしか、この会期中のご答弁でも単純化しなくてはいけない。でも、単純化されると魅力がなくなるのではないか。それはなかなか難しい問題、そういうのは大変議論が必要です。ただ、そういったことに対する聞き取りや議論はごく最近までなされていなかったというふうに聞いております。これが一つの例ということでご理解いただければと思います。

○議 長 ほか、ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 それでは、質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

原案に対する賛成者の発言を許します。

7番、高木さん。

○7番高木議員 今回の一般会計予算に対する原案に対して賛成するものです。

今ほど、斎藤議員のほうから修正案ということで動議を出された中で、確かにまだまだ事業的にはうまく進んでいない部分があるとは思いますが、国にお願いをしながら予算づけをしていただいた中で、それを削ってまで調整をするというのはちょっと無理な部分もあるのかなというふうに思っています。さらに、住民の声という部分でも、この事業に対して相当な回数のアンケート調査を実施していて、十分足りているとは思わないのですが、住民の意見等も集約をし始めて、その中の、今、意見の微調整を行っている段階ですので、この時点で事業をある程度止めるのではなく、もう少し様子を見てからでもいいのではないかなというふうに思います。今、ここで判断できるような状況の事業内容ではちょっとないかなと、もう少し村側の事業に向かう姿勢というものをしっかり示していただきながらやっていただく、この要望しかないような気はしていますので、とりあえず、まずは、予算どおり計上していただいた事業計画のとおりに沿った中で努力していただく、これしかないというふうに思いますので、その後、どうしてもこの事業が難しいとなったときには、我々、議会も責任を取って解散という職を辞するつもりで国庫の補助金を返還していった事業ストップということに持っていけばいいかなと、その判断を、今、すべき時期ではちょっとないというふうに判断をしますので、今後、補正でプラスしていきますよといっても国のほうからの補助金はもう出てきませんので、それをまた一般財源で対応するというようなことになると、それは、村財政として相当大きなダメージを受けるというふうに思いますので、ここは、もう少ししっかりと村側の事業の推進の状況を判断すべきと考えて、原案の予算提示に対する賛成といたします。

以上です。

○議 長 次に、原案及び修正案に対する反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 次に、原案に対する賛成者の発言を許します。

5番、小谷さん。

○5番小谷議員 原案に賛成いたします。

私としては、必要な予算であると認識いたしております。もちろん心配もございますけれども、道半ばであります。先ほど、斎藤議員からのお話もるる伺いました。反対するだけの強い文言が、私には伝わってまいりませんでした。私は必要な予算であると認識しておりますので、賛成であります。

○議 長 次に、修正案に対する賛成者の発言を許します。

4番、尾立さん。

○4番尾立議員 修正案に対する賛成ということで発言させていただきます。

ソーシャルナレッジバンク合同会社に公共事業を一任しているという流れだと、私は、理解しております。この前、一般質問でこのソーシャルナレッジバンクがどのような存在になっていくのかと、組織、事業の透明性、情報公開についてのお尋ねもしております、そういたしましたら、事業ごとの助成金の活用状況について開示に向けて手法等について協議すると、協議が終わり次第、開示するとのことでした。確かに、協議が終わり次第のその協議に時間がかかるということもあるかとは思いますが、執行機関の皆様におかれましては、ぜひ早急に開示の手続きを取っていただき、村民に対してお示しいただきたいという思いが強いです。トンネル会社になっているのではないかとの声も聞こえています。一例としてコミュニティナース事業を挙げたいと思います。先ほどの歳入の説明では、かなりの大きな金額に言及がありました。一般財源と合わせると1億円に近い金額です。ところで、実際に村内で動いている彼女、彼らには拠点となっている事務所がないと、この事務所がない令和5年度のことについて事務所経費が割かれているとか、いなかったとか、こういったことについて村民の方々のご存じでなく、事務所を準備してほしいと議員懇談会でおっしゃってくる方があったりもしております。会社事業でございますので、建前として、こちらから議員にしても一般村民としても口は挟めないということになっていて、これはとっても袋小路です。確かにコミュニティナースの皆さんがされているすばらしい事業、努力というのはあるのですが、公共事業ならば助成金の使い道の開示があってもいいのではないかと考えます。

このような部分についての解決を求めるという意味で、斎藤議員全体の話について私は合意するわけではありませんけれども、一旦、ストップをかけて、12分の1という言い方をされましたけれども、一旦、問題があるところを解決して組み直しをするという、その考えについて、私は賛成したいと思います。この手続きが早急に準備されることを求める観点、ひいては、透明性を求める観点から同僚議員の動議に賛成させていただきます。

以上です。

○議 長 次に、原案に対する賛成者の発言を許します。

6番、荻原さん。

○6番荻原議員 私は、原案に対して賛成をいたします。

今、進めている、スーパービレッジ構想につきましては、始めてすぐに結果が出るような、そういう構想ではありません。今、やっと住民の方々がだんだん理解してきて、参加もしてきております。その途中にこれをやめるということは、逆に、村民の皆様方に失礼な話かなと私は思っております。そういう意味で、これからのこの構想を成功させるためにもこの準備、この予算を承認して次の段階に進んでいただきたいというふうに思います。そういう意味で、私は、原案に対して賛成をいたします。

○議 長 次に、修正案に対する賛成者の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 原案に対する賛成者の発言を許します。

1 番、太田さん。

○1 番太田議員 私は、原案に賛成いたします。

スーパービレッジに関しては、懸念されることは日々の定例会でも議員個々に指摘しているとおりであり、課題はあります。しかし、この事業を進めるに当たり、国からの交付金を受けて、また、令和5年度はタイプX、10割の交付金を受けた。これは、国からの信頼を受けて村が事業を進めてほしいというたまものであるとも思いますし、村民の意見はいろいろあることも私も承知しておりますが、国からの財源を有効に利用して、有効にというか、村民のためと思って村側は執行してまいりました。ただ、ここの道半ばで諦めることは交付金の返還のリスク、過去の10億弱、そういったものを含めるとリスクが大き過ぎるものだと思いますし、ここで、一般財源は今年度1億ちょっとというところもありますけれども、その課題を、今までの課題を認識した中で村は取り進めていくものだと思いますし、村民のためになるように村側は事業を推進していただきたい。そういった思いもありますので、私は、今回、この事業、令和6年度のスーパービレッジ、この事業に賛成いたします。

○議 長 次、修正案に対する賛成者の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 原案に対する賛成者の発言を許します。

2 番、安村さん。

○2 番安村議員 原案に賛成したいというふうに表明したいと思います。

修正案の説明の中で、私、ちょっと気になったことがございまして、提案者の中に、内容的には解釈の仕方にもよると思うのですが、あたかも多数の住民がこの事業に対して反対している、あるいは、そういう意思決定がある程度担保できるような発言がございました。これに対しては、実質的に住民に公的にきちっと自分が調査をして、それなりのアンケートなり調査なりして得た実数であれば私も信用できるのですが、そういう部分がちょっと弱いのかなという気がしていますし、それに対して、今回の発言の仕方のものであるのでしょうか、この修正案の出し方に議員を巻き込んで、議員がこの動議に対して立場を表明することが、修正案に同意しなければあたかも議員としての資質が問われるような言い方をされるのは、私は、はっきり言って一連の発言として心外であります。

これは、あくまでも、私も斎藤議員の一部の内容については同意できます。住民参画という部分でどうなのかという部分、非常に苦慮しているという部分は、私は、その分の心配もしていますし、懸念もしています。ただ、スーパービレッジ構想と、あるいは、その内容としてベーシックインフラサービスなりSociety5.0、これは、あくまでも、事業推進の中で実証も兼ねているということもございまして。実証を兼ねているということは、基本的には今後の運営にどう生かすかという部分の実証を、今、確認しているという部分もありますので、いい、悪いは別にして、それがどうなるかという部分の確認もしているという部分で、それを早急に判断するというのは難しいというふうに私は思っています。それらを含めて、令和

6年、ひやくワクサービスも含めていろんなサービスを具体的にこれから住民説明会もしながらやろうとしていますので、それらについてはやっぱりつらいというか、私が思っているのは住民参画が原則ですので、その同意が得られるように最大限1年間頑張っていたきたいと思いますし、あえて、今回みたいな、申し訳ないですけども、住民用サービスみたいに年度ぎりぎりになっての29日にサービスができますなんて、そういうような駆け込み寺みたいな形の提案をしないで、しっかりと、やっぱり順序立てをもって実施していただきたいというふうに切望するところです。本当に大変な部分があると思うのですが、これ1年間猶予期間と思って議員も頑張りますし、行政執行も真剣になって事業推進、導入を推進するのだという部分で強いメッセージを発しながら進めていただきたいと思います。以上をもちまして原案については賛成をしたいというふうに思っています。

以上です。

○議 長 これにて討論を終わります。

これから議案第23号 令和6年度更別村一般会計予算の件を採決いたします。

まず、本案に対する斎藤さんから提出された修正案について起立によって採決いたします。

本修正案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長 起立少数です。

したがって、修正案は否決されました。

次に、原案について起立によって採決いたします。

原案に賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議 長 起立多数です。

したがって、議案第23号 令和6年度更別村一般会計予算の件は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。3時40分まで休憩いたします。

午後 3時18分 休憩

午後 3時40分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程の追加

○議 長 ただいま2番、安村さんから「議案第23号 令和6年度更別村一般会計予算」に関する付帯決議の動議が提出されました。

この動議は所定の賛成者がいますので、成立しました。

本動議を日程に追加し、追加日程第4として議題とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第4として議題とすることは可決されました。

暫時休憩いたします。

午後 3時42分 休憩

午後 3時43分 再開

○議長 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第4 決議案第1号

○議長 長 追加日程第4、決議案第1号 「議案第23号 令和6年度更別村一般会計予算」に関する付帯決議を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

2番、安村さん。

○2番安村議員 それでは、付帯決議案としてご説明させていただきます。

「議案第23号 令和6年度更別村一般会計予算」に関する付帯決議を述べさせていただきます。

本事業の実施に際し、村執行機関においては、以下の各項について慎重かつ適正に執行することを強く求め、ここに付帯決議する。

(1) 本件予算歳出中、(款)10教育費 項2小学校費 目1学校管理費 説明欄(1) 小学校運営経費 12学校用務員業務委託料並びに(6)学校施設改修事業、更別小学校校舎等改修工事費における「グラウンド改修」での説明が不明瞭であり、具体的実施内容・時期等をしっかりPTA会合等で説明責任を果たすとともに、グラウンド整備費用・用務員業務費用を含めしっかり予算精査を図るべきと考えます。

(2) 本件予算歳出中、(款)10教育費 項5社会教育費 目1社会教育総務費 説明欄(9)国際交流事業推進経費 18負担金及び交付金 教育関係助成金 国際交流事業助成金において、過年度「飛び出せワールド」事業として提案され、議会全員協議会での説明では、安全性が確保され、かつ受入体制が整っている国を選定していく事と、既に、近隣町村が実施している事業との協調・連携を含め検討するという説明を受けたところでございます。コロナ5類移行により、改めて事業提案がなされたが、懸念されるのは、参加人員、費用負担のあり方について、義務教育上、生徒間格差の助長につながる事はないのか。また、近隣町村では既にシンガポール研修を実施している事などを勧案すると、安全性確保等という説明で足り得るものではないと考えます。実施に当たっての募集人員規模・費用負担に

ついて慎重な判断とともに、公正なものとなるよう努めること。

以上の提案につき、賛成者、太田議員、斎藤議員、尾立議員、小谷議員、荻原議員、高木議員の賛同をもって提出するものでございます。

よろしく願いいたします。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。
これから決議案第1号「議案第23号 令和6年度更別村一般会計予算」に関する附帯決議の採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。
したがって、決議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第24号ないし日程第9 議案第28号

○議 長 議案第24号 令和6年度更別村国民健康保険特別会計予算の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。
これから採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議案第25号 令和6年度更別村後期高齢者医療事業特別会計予算の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。
これから採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第26号 令和6年度更別村介護保険事業特別会計予算の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第27号 令和6年度更別村簡易水道事業特別会計予算の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第28号 令和6年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

午後 3時51分 休憩

午後 4時05分 再開

○議 長 それでは、会議を再開いたします。

3番、斎藤さんより発言を求められておりますので、それを許可いたします。

3番、斎藤さん。

○3番斎藤議員 先ほどの修正案提案理由説明の中で不穏当な部分があれば、議長において善処願います。

以上です。

○議 長 後ほど記録を調査の上、適切な措置を講じます。

◎日程第10 議案第29号

○議 長 日程第10、議案第29号 令和5年度更別村一般会計補正予算（第10号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第29号 令和5年度更別村一般会計補正予算（第10号）の件であります。

令和5年度更別村の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億4,465万7,000円とするものであります。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

それでは、歳出よりご説明申し上げます。6ページをお開きください。款8土木費は、1,000万円を追加し、補正後の予算額を6億3,212万1,000円とするものであります。

項2道路橋りょう費、目1道路維持費、説明欄にまいりまして（1）、除雪対策経費、節12委託料として1,000万円の追加であります。今後の降雪に備えて、今回、委託料の追加を計上するものであります。

続いて、歳入にまいります。5ページをお開きください。款18繰入金、1,000万円を追加し、補正後の額を4億8,283万4,000円とするものであります。

項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金で1,000万円を基金から繰り入れるものであります。除雪委託料不足の懸念から、今回、提案をいたしました。本来であれば議会の初日に早急に補正をすべきところでありました。最終日に提案となり、本当に心からおわびを申し上げます。今後も、降雪の推移等をしっかり見通しを持って道路の維持管理に努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解とご審議をよろしくお願いいたします。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願いいたします。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

6番、荻原さん。

○6番荻原議員 今回補正されまして、今、残っている予算。あわせて、何回ということでも非常に言いにくいのかもしれないのですけれども、通常の降雪で何回分くらいの除雪費になるのか、概算で構いませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議 長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 補正前の現在の執行残でございますが、およそ400万円ほどとなっております。除雪1回当たりの費用の目安ですが、30センチ未満ですと大体500万円弱、30センチ以上降雪がありますと550万円から600万円弱ぐらいの経費となるところでございます。今回の補正につきましては、当初、2月の段階では余裕があるというふうに見込んでおりました。例年、3月の除雪費の平均支出額ですが、大体1,000万円ほどですので、2月の時点では足りるというふうに見込んでいたところでございますが、ポイントとなりましたのが、2月の26日から27日にかけての計50センチ以上の降雪と、同じ週の3月1日にまた約25センチの降雪があったということで、合わせて1週間立て続けで3日間の出動となったことにより、そこが決定打となってしまいまして、補正予算の初日に間に合わずに、今回、提案することとなってしまったものでございます。

以上でございます。

○議 長 ほか、ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第29号 令和5年度更別村一般会計補正予算(第10号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 閉会中の所管事務調査の件

○議 長 日程第11、閉会中の所管事務調査について、議会運営委員会から議会運営について、議長の諮問に関する事項について、議会広報について閉会中の所管事務調査として調査したい旨、委員長より申出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり閉会中の調査に付することに決定しました。

◎閉会の議決

○議 長 以上をもって本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議 長 これにて令和6年第1回更別村議会定例会を閉会いたします。

(午後 4時13分閉会)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 6年 3月18日

更別村議会議長

同 議員

同 議員